

令和5年中

三重の少年非行

三重県警察本部

目 次

第1	少年非行の概況	1
1	概況	1
2	非行少年及び不良行為少年の推移	2
3	令和5年中の少年非行の傾向	3
(1)	刑法犯少年	3
(2)	特別法犯少年	3
(3)	く犯少年	3
(4)	不良行為少年	3
第2	刑法犯少年	4
1	検挙・補導人員の推移	4
2	人口比	4
3	包括罪種別の状況	5
(1)	検挙・補導人員の推移	5
(2)	構成比の推移	5
4	罪種別の状況	6
5	年齢別の状況	7
(1)	検挙・補導人員の推移	7
(2)	年齢別・包括罪種別の構成比	8
(3)	包括罪種別・年齢別の構成比	8
6	学職別の状況	9
(1)	検挙・補導人員及び構成比の推移	9
(2)	学職別・包括罪種別の構成比	10
(3)	包括罪種別・学職別の構成比	10
7	男女別の状況	11
(1)	検挙・補導人員の推移	11
(2)	年齢別の状況	11
(3)	学職別の状況	12
(4)	包括罪種別の状況	12
8	包括罪種別の非行場所の状況	13
9	非行時間帯別の包括罪種の状況	13
10	再犯者率の状況（触法少年を除く。）	14
(1)	再犯者率の推移	14
(2)	包括罪種別の再犯者率	15
11	窃盗犯少年の状況	16
(1)	検挙・補導人員の推移	16
(2)	年齢別の検挙・補導人員の推移	16
(3)	学職別の検挙・補導人員の推移	16
(4)	手口別の検挙・補導人員の推移	17
(5)	主要手口の学職別の構成	18
12	初発型非行の状況	19
(1)	初発型非行の推移	19

(2) 手口別・学職別の状況	19
13 少年の街頭犯罪の状況	20
14 刑法犯少年の警察署管内別の居住の状況	20
15 事件・事案の処理の状況	21
16 全国の刑法犯少年の検挙・補導人員の状況	22
(1) 検挙・補導人員	22
(2) 包括罪種別の構成比の対比	23
第3 特別法犯少年	24
1 検挙・補導人員の推移	24
2 学職別・法令別の状況	24
(1) 学職別の状況	24
(2) 法令別の状況	25
(3) 学職別・法令別の状況	25
3 年齢別の状況	25
第4 ぐ犯少年	26
第5 不良行為少年	27
1 補導人員の推移	27
2 行為別の補導人員の状況	28
3 年齢別の補導人員の推移	28
4 学職別の補導人員の推移	29
5 月別の補導人員の状況	29
第6 校内暴力事件	30
1 検挙・補導の状況	30
2 検挙・補導件数の推移	30
第7 いじめに起因する事件	31
1 いじめに起因する事件の検挙・補導の推移	31
2 学職別の状況	31
第8 行方不明少年	32
1 行方不明少年の推移	32
2 年代別の状況	32
3 原因・動機別の状況	32
4 月別の受理の状況・発見保護の状況	33
(1) 月別の受理の状況	33
(2) 月別の発見保護の状況	33
第9 少年の自殺	34
1 自殺した少年の推移	34
2 学職別の状況	34
3 動機別の状況	34

第10	少年相談	35
1	受理件数の推移	35
2	相談者別の状況	35
3	相談内容別の受理の状況	36
4	いじめ相談の受理件数の推移	37
5	「少年相談110番」による相談受理の状況	37
第11	少年の福祉を害する犯罪	38
1	検挙の状況	38
2	被害少年の状況	38
(1)	学職別の状況	38
(2)	法令別の状況	39
第12	SNSに起因する児童の被害の状況	39
第13	児童虐待	40

付 表

1. 刑法犯少年の検挙・補導の状況
2. 刑法犯少年の警察署別の検挙・補導の状況（触法少年を含む。）
3. 窃盗犯少年の手口別・学職別の検挙・補導の状況（触法少年を含む。）
4. 万引き少年の警察署別・月別の検挙・補導の状況（触法少年を含む。）
5. 特別法犯少年の検挙・補導の状況（触法少年を含む。）
6. 特別法犯少年の警察署別の検挙・補導の状況（触法少年を含む。）
7. ぐ犯少年の補導の状況
8. 不良行為少年の行為別・学職別・年齢別の補導の状況
9. 不良行為少年の警察署別の補導の状況
10. 不良行為少年の行為別・場所別の補導の状況
11. 少年の福祉を害する犯罪の検挙の状況及び被害少年の状況
12. 少年事件手続きの流れ（概要）
13. 「三重若樫少年サポートネットワーク」関係機関・団体
14. 青少年補導センター一覧表
15. 警察署一覧表

用語の解説

- 少年 → 20歳未満の者をいう。
- 非行少年 → 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。
- ・ 犯罪少年 → 罪を犯した少年をいう。(少年法第3条第1項第1号)
 - ・ 触法少年 → 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。(少年法第3条第1項第2号)
 - ・ ぐ犯少年 → 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。(少年法第3条第1項第3号)
- 不良行為少年 → 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいかその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
- 刑法犯少年 → 本冊子では、刑法に規定する罪(道路上の交通事故に係る刑法第211条の罪を除く。)を犯した犯罪少年及び触法少年をいう。
- 特別法犯少年 → 本冊子では、刑法以外の法令に違反する罪(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪以外の罪及び交通法令違反を除く。)を犯した犯罪少年及び触法少年をいう。
- 包括罪種 → 刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様の観点から類似性の強い罪種を包括した分類名称をいう。包括罪種の名称は、「凶悪犯」「粗暴犯」「窃盗犯」「知能犯」「風俗犯」「その他の刑法犯」である。
- 主要刑法犯 → 刑法犯のうち「凶悪犯」「粗暴犯」「窃盗犯」「知能犯」「風俗犯」をいう。
- ・ 凶悪犯 → 殺人、強盗、放火、不同意性交等の犯罪をいう。
 - ・ 粗暴犯 → 凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝の犯罪をいう。
 - ・ 窃盗犯 → 侵入盗、乗り物盗、非侵入盗の犯罪をいう。
 - ・ 知能犯 → 詐欺、横領(占有離脱物横領を除く。)、偽造等の犯罪をいう。
 - ・ 風俗犯 → 賭博、性的姿態撮影等処罰法の犯罪をいう。
- その他の刑法犯 → 占有離脱物横領、公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記の主要刑法犯以外の刑法犯をいう。
- 初発型非行 → 万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領をいう。
- 福祉犯 → 児童買春に係る犯罪、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪、その他少年の福祉を害する犯罪であつて、警察庁長官が定めるものをいう。
- 人口比 → 三重の統計情報「みえDataBox」の推計人口に基づく14歳以上20歳未満の少年人口1,000人当たりの検挙人員をいう。
- 校内暴力 → 警察において検挙又は補導した小学生・中学生及び高校生による校内暴力事件を対象とする。
- 「校内暴力事件」とは、学校内における教師に対する暴力事件・生徒間の暴力事件・学校施設、備品等に対する損壊事件をいう。ただし、犯行の原因・動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。
- 少年相談 → 少年又はその保護者若しくはこれに代わるべき者から少年の非行防止その他少年の健全な育成に係る事項に関し、悩みごと、困りごと等の相談があつたときに、当該事案の内容に応じ、必要な指導、助言その他の援助を行うことをいう。
- いじめ → いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第2条に規定する「児童等」に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一

定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を示す。

「いじめに起因する事件」とは、警察において検挙又は補導した小学生・中学生及び高校生による「いじめによる事件」及び「いじめの仕返しによる事件」をいう。

- 児 童 虐 待 → 保護者がその監護する児童（18歳未満の者）に対し、身体的虐待、性的虐待、怠慢又は拒否（ネグレクト）及び心理的虐待をすることをいう。
- 街 頭 犯 罪 → 本冊子では、路上強盗、自動車盗、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、オートバイ盗及び自転車盗をいう。
- 再 犯 者 率 → 刑法犯少年（触法少年を除く。）の検挙人員に占める再犯者の割合をいう。

(注) 統計図表中の構成比等は、四捨五入してあるため合計が必ずしも 100.0 にならない場合がある。

第1 少年非行の概況

1 概況

令和5年中に警察が検挙・補導した非行少年は279人で、前年に比べ73人（35.4%）増加した。非行少年の内訳と増減は次のとおりである。

- ・ 犯罪少年は249人で、前年に比べ77人（44.8%）増加
- ・ 触法少年は30人で、前年に比べ4人（11.8%）減少
- ・ ぐ犯少年は0人で、前年と同数

また、不良行為少年は1,861人で、前年に比べ216人（13.1%）増加した。

第1表 令和5年中の検挙・補導の状況

区分	年次等	人 員		増 減	
		令 和 5 年	令 和 4 年	数	率(%)
非 行 少 年		279	206	73	35.4
犯 罪 少 年	刑 法 犯	249	172	77	44.8
	特 別 法 犯	210	148	62	41.9
	特 別 法 犯	39	24	15	62.5
触 法 少 年	刑 法 犯	30	34	-4	-11.8
	刑 法 犯	27	29	-2	-6.9
	特 別 法 犯	3	5	-2	-40.0
ぐ 犯 少 年		0	0	0	-
不 良 行 為 少 年		1,861	1,645	216	13.1

2 非行少年及び不良行為少年の推移

過去10年間の推移を見ると、非行少年は増減を繰り返しており、令和5年中は増加した。不良行為少年は減少傾向であったが、令和4年中から増加傾向にある。平成26年を100とした指数で見ると、令和5年は次のとおりである。

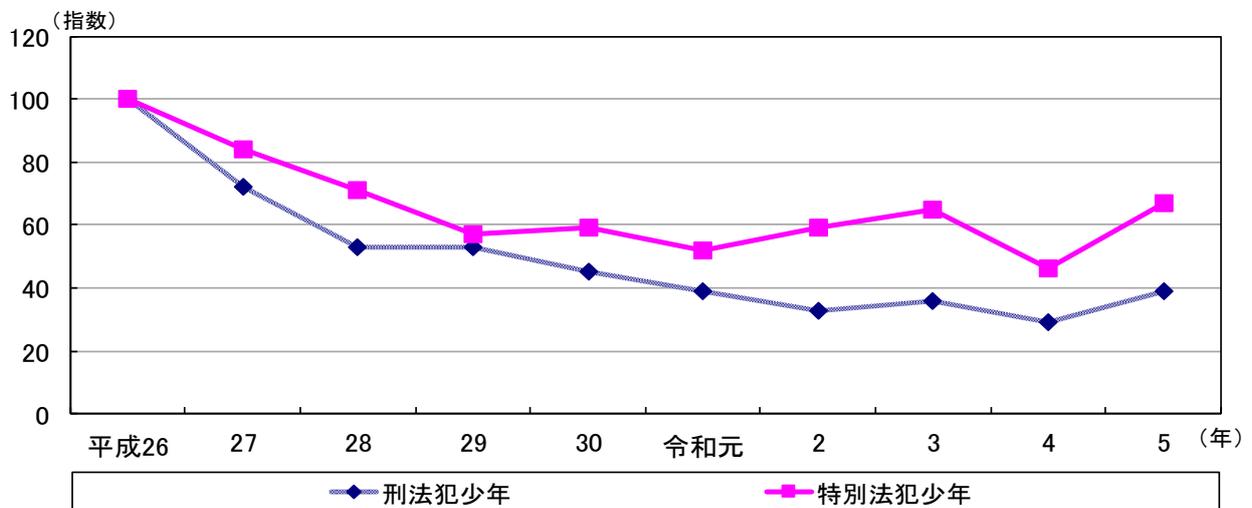
- ・ 刑法犯少年…………… 39
- ・ 特別法犯少年……… 67
- ・ ぐ犯少年…………… -
- ・ 不良行為少年……… 30

第2表 非行少年及び不良行為少年の推移

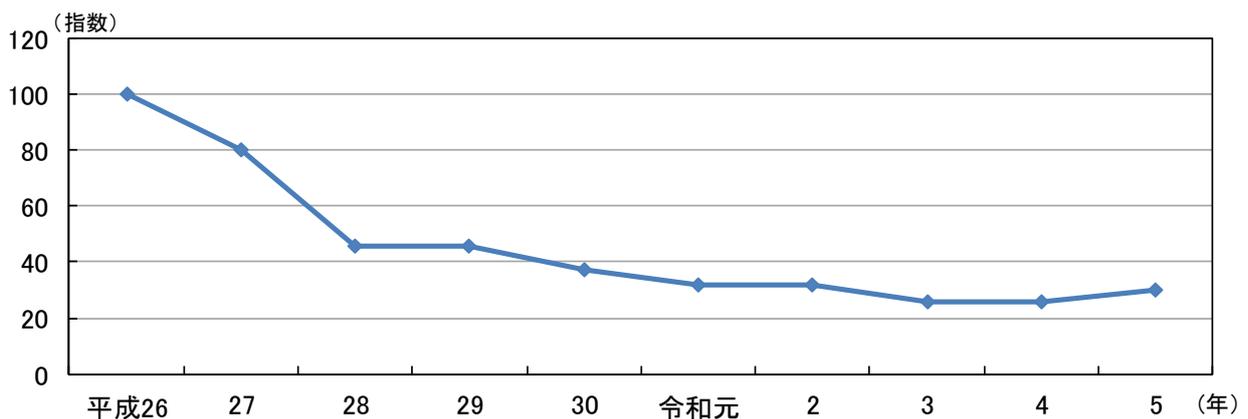
区分	年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
非 行 少 年	刑法犯少年	605	433	322	321	272	237	197	217	177	237
	指 数	100	72	53	53	45	39	33	36	29	39
	特別法犯少年	63	53	45	36	37	33	37	41	29	42
	指 数	100	84	71	57	59	52	59	65	46	67
	ぐ犯少年	0	1	1	0	2	1	0	1	0	0
	指 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不良行為少年		6,305	5,061	2,887	2,886	2,350	2,001	1,989	1,633	1,645	1,861
指 数		100	80	46	46	37	32	32	26	26	30

第1図 非行少年及び不良行為少年の推移

<非行少年>



<不良行為少年>



3 令和5年中の少年非行の傾向

(1) 刑法犯少年

ア 検挙・補導人員の増加

刑法犯少年は237人で、前年に比べ60人（33.9%）増加した。前年に比べ、全国、三重県ともに増加した。

イ 刑法犯少年（触法少年を除く。）の人口比の増加

県内の刑法犯少年の人口比は2.2人で、前年に比べ0.7ポイント増加した。これは、全国の人口比（2.9人）と比較して低い数値であった。

ウ 学職別では高校生が約5割

学職別では、高校生が107人（45.1%）で最も多く、次いで、中学生が46人（19.4%）であった。

エ 依然として初発型非行が非行の中心

初発型非行（万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領）で検挙・補導した少年は116人で前年に比べ35人増加し、刑法犯少年全体の約5割を占めた。

オ 街頭犯罪の検挙・補導人員の5割以上が少年

街頭犯罪（路上強盗、自動車盗、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、オートバイ盗、自転車盗）で検挙・補導した少年は63人で、成人を含めた街頭犯罪の検挙・補導人員のうち、少年の割合は5割以上を占めた。

(2) 特別法犯少年

ア 検挙・補導人員の増加

特別法犯少年は42人で、前年に比べ13人（44.8%）増加した。

イ 全特別法犯検挙人員中に占める少年の割合は増加

成人を含めた全特別法犯検挙人員（619人）中に占める特別法犯少年（触法少年を除く。）の割合は6.3%で、前年に比べ2.2ポイント増加した。

ウ 学職別では高校生が3割以上

学職別では、高校生が14人（33.3%）で最も多く、次いで中学生が7人（16.7%）であった。

エ 軽犯罪法違反と児童買春・児童ポルノ禁止法違反がそれぞれ全体の2割以上

法令別では、軽犯罪法違反と児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙・補導した少年がそれぞれ10人（23.8%）で最も多かった。

オ 薬物事犯で検挙・補導した少年は、大麻取締法違反が8人（19.0%）であった。

(3) ぐ犯少年

ぐ犯少年として通告・送致した少年は、前年と同じく0人であった。

(4) 不良行為少年

ア 補導人員の増加

不良行為少年として補導した少年は1,861人で、前年に比べ216人（13.1%）増加した。

イ 学職別では高校生が5割以上

学職別では、高校生が1,013人（54.4%）で最も多く、次いで、有職少年が344人（18.5%）であった。

ウ 深夜はいかいと喫煙で全体の約9割

行為別では、深夜はいかいが1,102人（59.2%）で最も多く、次いで喫煙が529人（28.4%）であり、両行為で補導人員の約9割を占めた。

第2 刑法犯少年

1 検挙・補導人員の推移

過去10年間の県内における推移を見ると、犯罪少年は26年以降減少していたが、令和5年中は増加した。令和5年中の刑法犯少年は237人で、前年に比べ60人増加した。

第3表 刑法犯少年の検挙・補導人員の推移

区分		年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
三重県	総数		605	433	322	321	272	237	197	217	177	237
	指数		100	72	53	53	45	39	33	36	29	39
	犯罪少年		570	388	294	248	240	215	175	172	148	210
	触法少年		35	45	28	73	32	22	22	45	29	27
全国	総数		60,207	48,680	40,103	35,108	30,458	26,076	22,552	20,399	20,912	26,206
	指数		100	81	67	58	51	43	37	34	35	44
	犯罪少年		48,361	38,921	31,516	26,797	23,489	19,914	17,466	14,818	14,887	18,949
	触法少年		11,846	9,759	8,587	8,311	6,969	6,162	5,086	5,581	6,025	7,257

2 人口比

過去10年間の県内における推移を見ると、減少傾向にあったが、令和5年中の刑法犯少年（触法少年を除く。）の人口比は2.2人で、前年に比べ0.7ポイント増加した。

第4表 刑法犯少年（触法少年を除く。）の人口比の推移

区分		年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
三重県	犯罪少年	人員	570	388	294	248	240	215	175	172	148	210
		(人口比)	(5.3)	(3.6)	(2.8)	(2.3)	(2.3)	(2.1)	(1.7)	(1.8)	(1.5)	(2.2)
全国	犯罪少年	人員	48,361	38,921	31,516	26,797	23,489	19,914	17,466	14,818	14,887	18,949
		(人口比)	(6.8)	(5.5)	(4.5)	(3.8)	(3.4)	(2.9)	(2.6)	(2.2)	(2.3)	(2.9)

(注) 人口比は少年（14歳以上20歳未満）人口1,000人当たりの検挙人員をいう。

○三重県 14～19歳の推計人口 95,082人

(令和5年10月1日現在 三重の統計情報による推計人口)

3 包括罪種別の状況

(1) 検挙・補導人員の推移

過去10年間の推移を見ると、平成26年から減少傾向であった窃盗犯が、令和5年には大きく増加した。

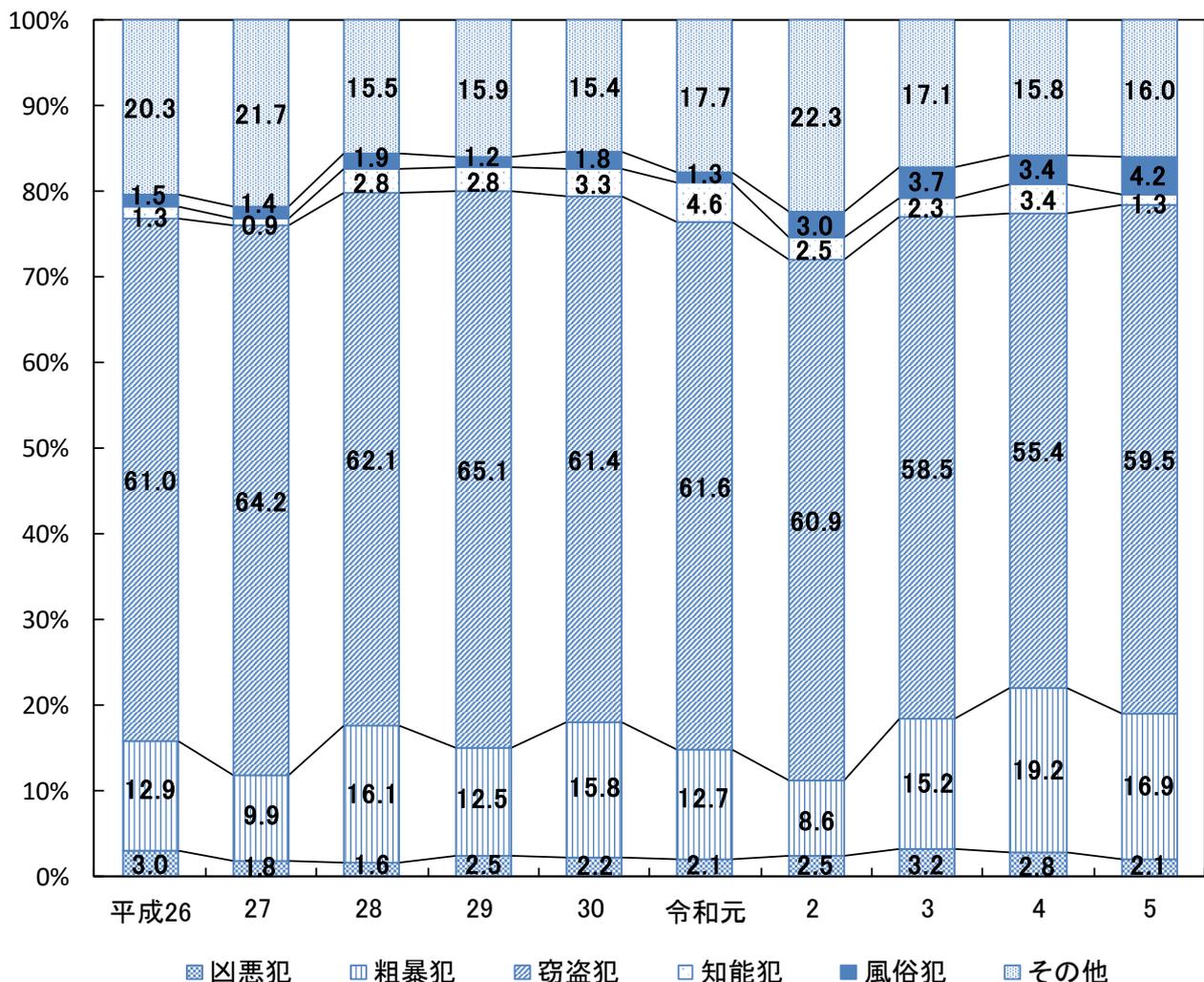
第5表 刑法犯少年の包括罪種別の推移

罪種別	年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
総数		605	433	322	321	272	237	197	217	177	237
凶悪犯		18	8	5	8	6	5	5	7	5	5
粗暴犯		78	43	52	40	43	30	17	33	34	40
窃盗犯		369	278	200	209	167	146	120	127	98	141
知能犯		8	4	9	9	9	11	5	5	6	3
風俗犯		9	6	6	4	5	3	6	8	6	10
その他		123	94	50	51	42	42	44	37	28	38
(占脱横領)		(65)	(42)	(24)	(26)	(17)	(14)	(10)	(8)	(11)	(8)

(2) 構成比の推移

過去10年間の推移を構成比で見ると、窃盗犯が最も高く、いずれの年も約6割を占めている。

第2図 刑法犯少年の包括罪種別の推移



4 罪種別の状況

令和5年中の罪種別の検挙・補導人員の状況は、前年に比べ、知能犯は減少し、粗暴犯、窃盗犯、風俗犯は増加した。

第6表 刑法犯少年の罪種別の検挙・補導人員の状況

罪種別	年次	人 員		増 減		
		令 和 5 年	令 和 4 年	数	率 (%)	
総	数	237	177	60	33.9	
凶	悪 犯	5	5	0	0.0	
	殺 人	0	0	0	-	
	強 盗	5	3	2	66.7	
	放 火	0	1	-1	-100.0	
	不 同 意 性 交 等	0	1	-1	-100.0	
	粗	暴 犯	40	34	6	17.6
		凶 器 準 備 集 合	0	0	0	-
		暴 行	8	7	1	14.3
		傷 害	22	23	-1	-4.3
		脅 迫	3	2	1	50.0
		恐 喝	7	2	5	250.0
	窃	盗 犯	141	98	43	43.9
	知	能 犯	3	6	-3	-50.0
		詐 欺	3	5	-2	-40.0
		横 領	0	0	0	-
		そ の 他	0	1	-1	-100.0
	風	俗 犯	10	6	4	66.7
賭 博		0	0	0	-	
わ い せ つ		10	6	4	66.7	
そ の 他	38	28	10	35.7		

※不同意性交等には刑法等の一部改正（令和5年7月13日施行）前の強制性交等を含む。

※わいせつ中の不同意わいせつには刑法等の一部改正（令和5年7月13日施行）前の強制わいせつを含む。

5 年齢別の状況

(1) 検挙・補導人員の推移

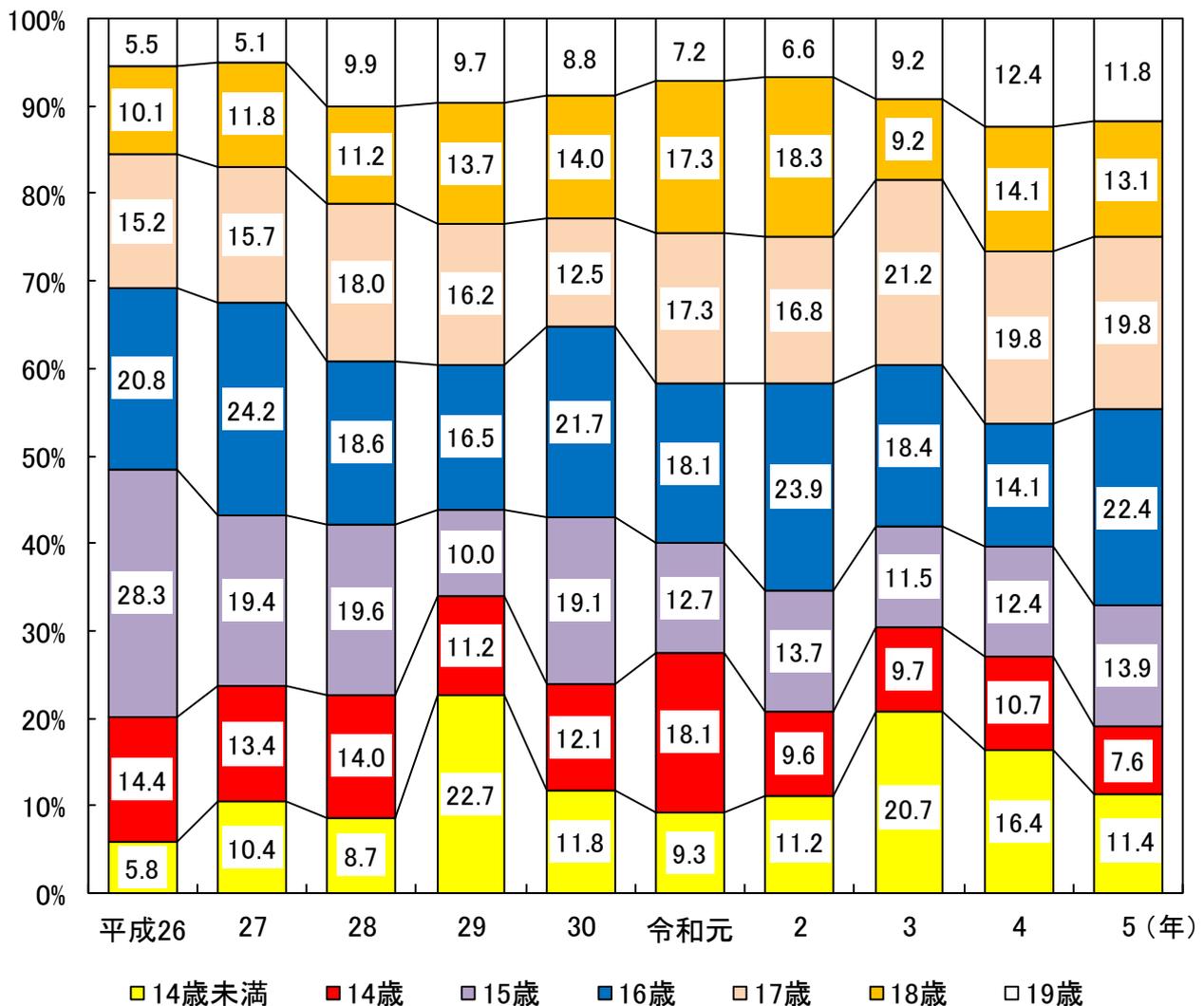
過去10年間の推移を構成比で見ると、16歳と17歳の割合が比較的高い。

令和5年中の年齢別の検挙・補導人員は、16歳が53人（22.4%）と最も多く、次いで17歳が47人（19.8%）、15歳が33人（13.9%）であった。

第7表 年齢別の検挙・補導人員の推移

年次	年齢別	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
	総数	605	433	322	321	272	237	197	217	177	237
	14歳未満	35	45	28	73	32	22	22	45	29	27
	14歳	87	58	45	36	33	43	19	21	19	18
	15歳	171	84	63	32	52	30	27	25	22	33
	16歳	126	105	60	53	59	43	47	40	25	53
	17歳	92	68	58	52	34	41	33	46	35	47
	18歳	61	51	36	44	38	41	36	20	25	31
	19歳	33	22	32	31	24	17	13	20	22	28

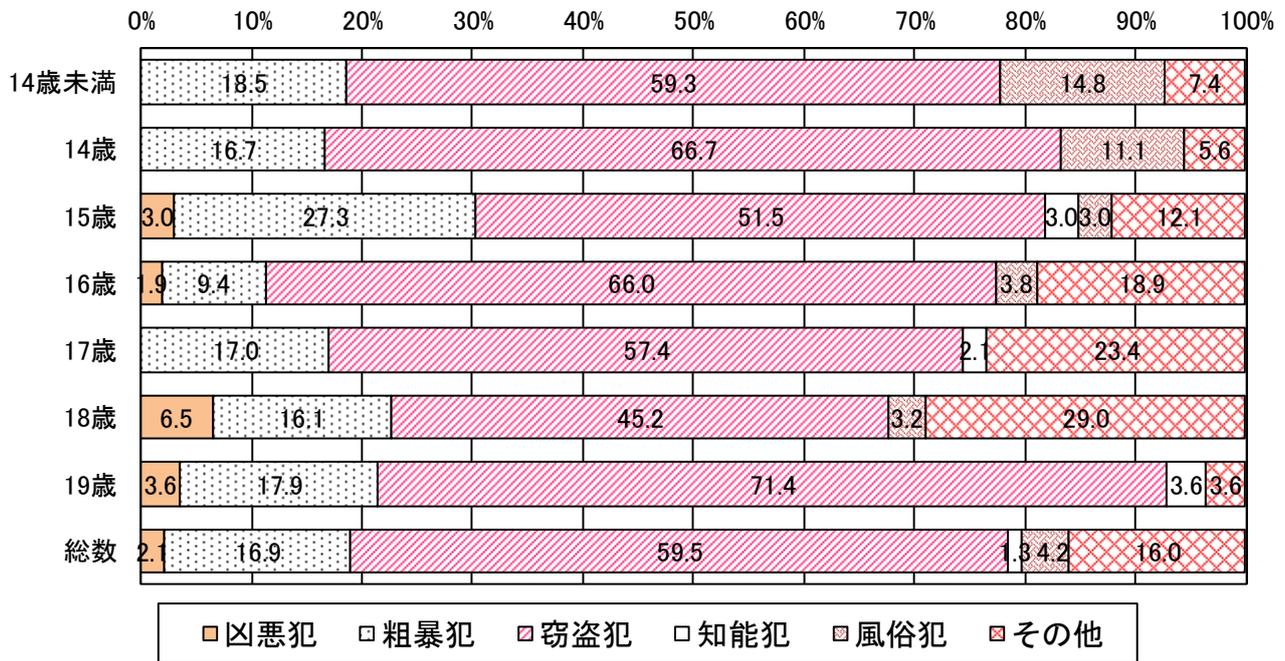
第3図 年齢別の構成比の推移



(2) 年齢別・包括罪種別の構成比

令和5年中の年齢別・包括罪種別の構成比は、全ての年齢で窃盗犯の比率が最も高く、19歳では7割以上を占めた。

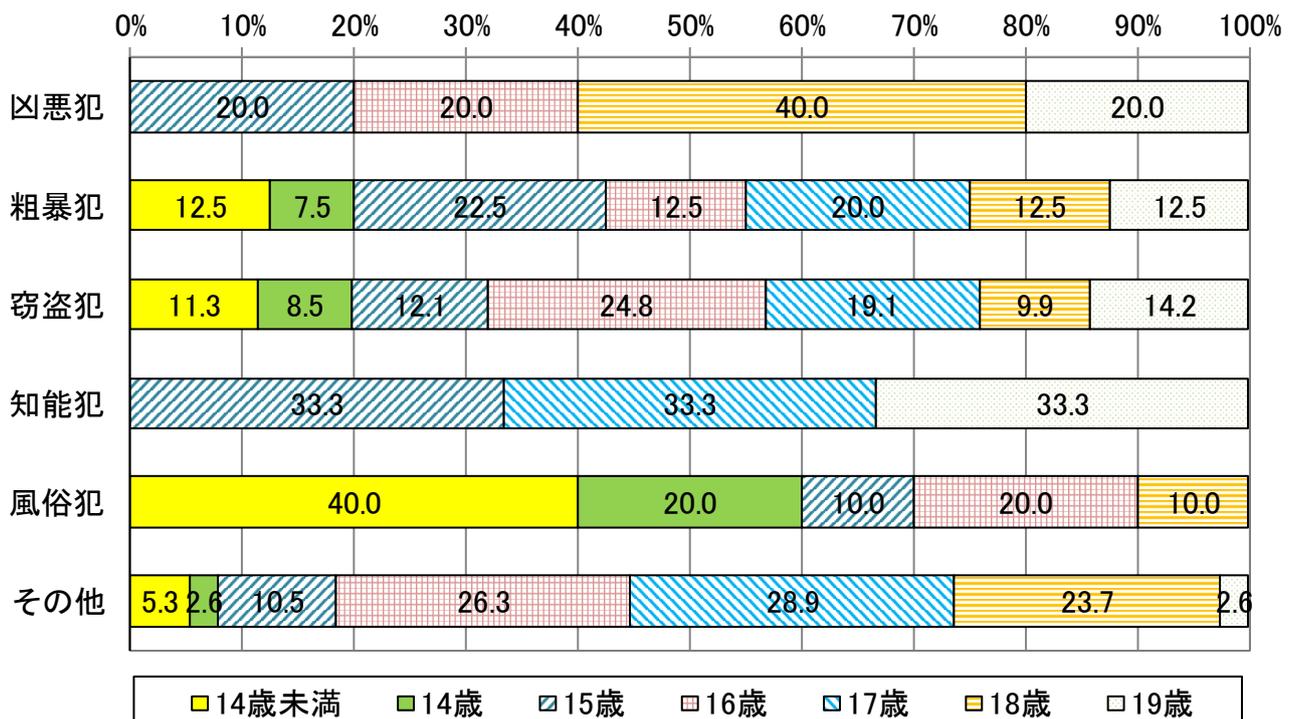
第4図 年齢別・包括罪種別の構成比



(3) 包括罪種別・年齢別の構成比

令和5年中の包括罪種別・年齢別の構成比は、凶悪犯では、18歳が40.0%と最も高い割合を占めた。また粗暴犯では15歳が22.5%、窃盗犯では16歳が24.8%、知能犯では15歳、17歳、19歳が33.3%、風俗犯では14歳未満が40.0%と、最も高い割合を占めた。

第5図 包括罪種別・年齢別の構成比



6 学職別の状況

(1) 検挙・補導人員及び構成比の推移

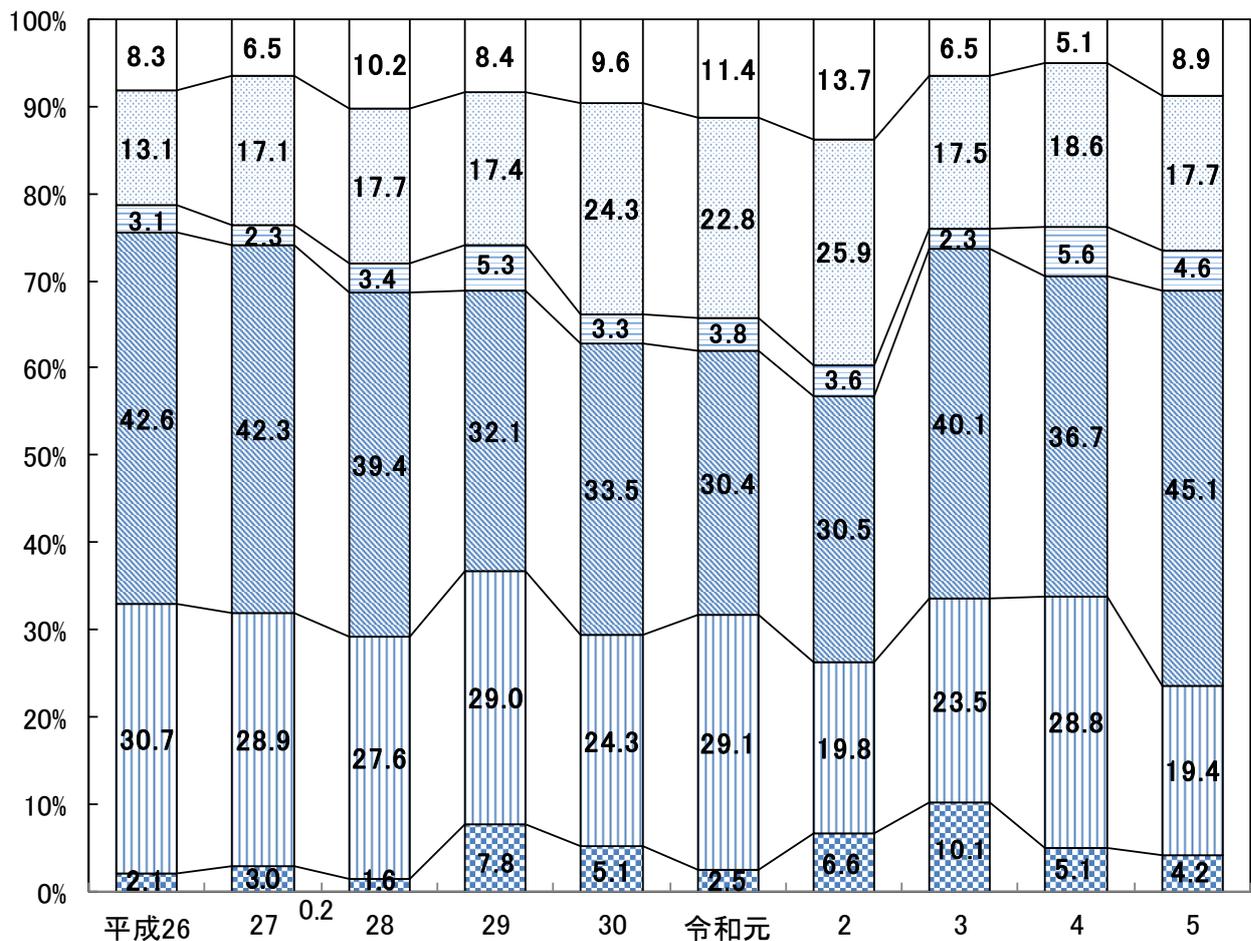
過去10年間の推移を見ると、高校生が常に一番高い割合を占めているなか、その割合が令和5年中に大きく増加し、過去10年間で最大の割合を占めるに至っている。

令和5年中の学職別の検挙・補導人員は、高校生が107人（45.1%）で最も多く、次いで中学生が46人（19.4%）、有職少年が42人（17.7%）であった。

第8表 学職別の検挙・補導人員の推移

学職別	年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
総	数	605	433	322	321	272	237	197	217	177	237
	未就学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童・生徒・学生	476	331	232	238	180	156	119	165	135	174
	小学生	13	13	5	25	14	6	13	22	9	10
	中学生	186	125	89	93	66	69	39	51	51	46
	高校生	258	183	127	103	91	72	60	87	65	107
	その他の学生	19	10	11	17	9	9	7	5	10	11
	有職少年	79	74	57	56	66	54	51	38	33	42
	無職少年	50	28	33	27	26	27	27	14	9	21

第6図 学職別の構成比の推移

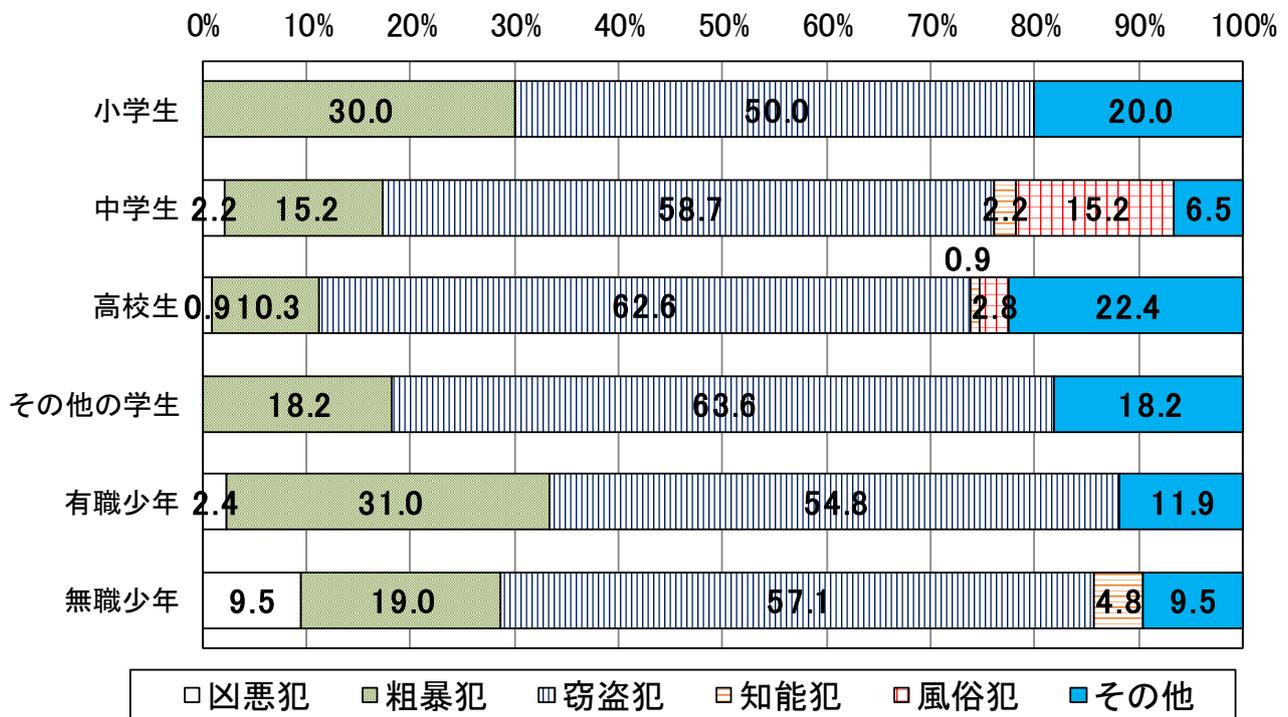


■未就学 □小学生 □中学生 ■高校生 □その他の学生 □有職少年 □無職少年

(2) 学職別・包括罪種別の構成比

令和5年中の学職別・包括罪種別の構成比は、すべての学職で窃盗犯の割合が最も高く、高校生、その他学生では6割以上、小学生、中学生、有職少年、無職少年は5割以上を占めた。

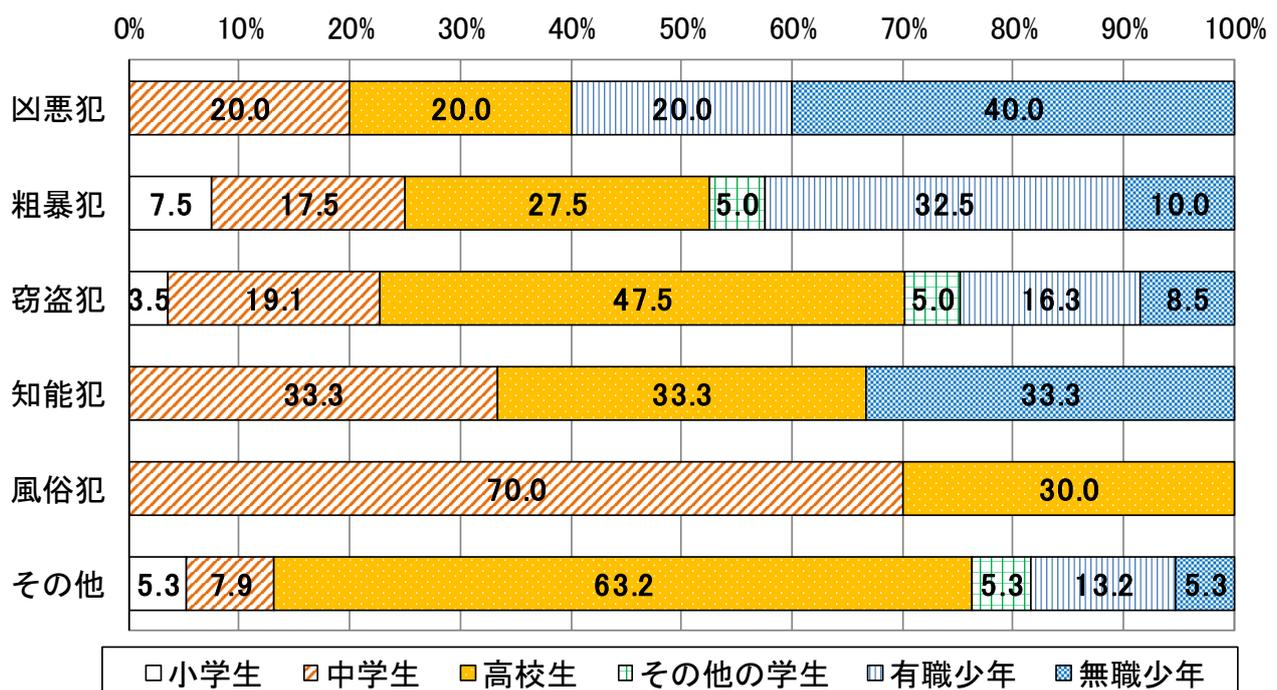
第7図 学職別・包括罪種別の構成比



(3) 包括罪種別・学職別の構成比

令和5年中の包括罪種別・学職別の構成比は、凶悪犯では無職少年が40.0%と最も高い割合を占めた。また、粗暴犯では有職少年が32.5%、窃盗犯では高校生が47.5%、知能犯では中学生、高校生、無職少年が33.3%、風俗犯では中学生が70.0%と最も高い割合を占めた。

第8図 包括罪種別・学職別の構成比



7 男女別の状況

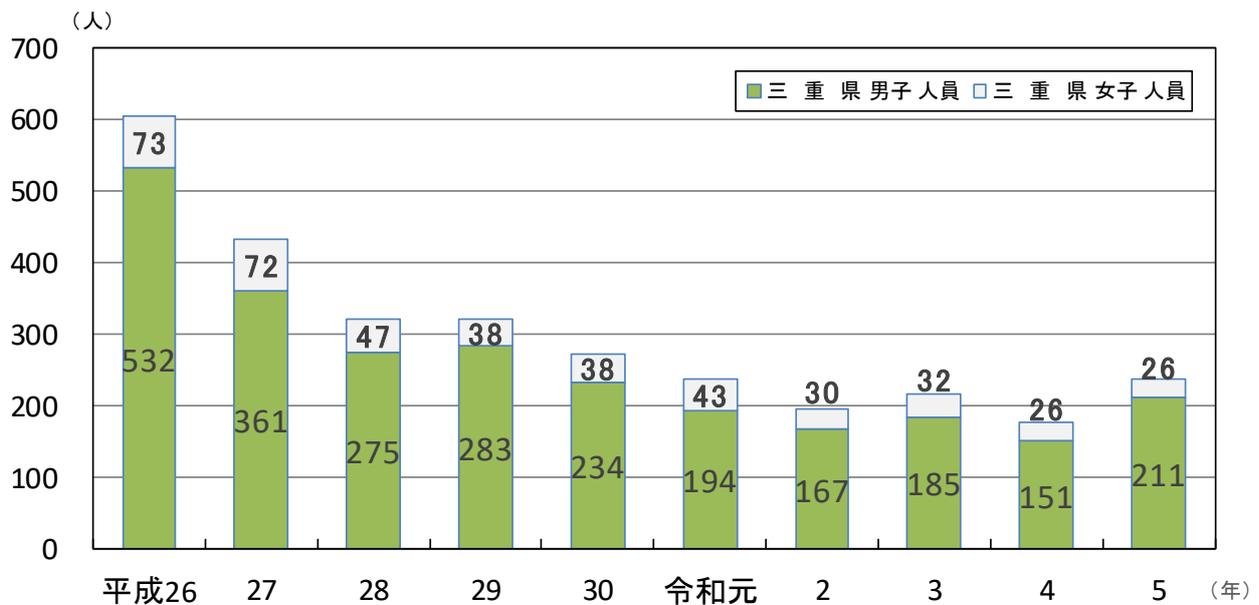
(1) 検挙・補導人員の推移

過去10年間の県内における推移を見ると、男女共に減少傾向にあるものの増減を繰り返している。令和5年中の男女別の検挙・補導人員は、男子が211人（89.0%）、女子が26人（11.0%）であった。

第9表 男女別の検挙・補導人員の推移（触法少年を含む。）

区分		年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
			人員	人数								
三重県	男子	人員	532	361	275	283	234	194	167	185	151	211
		指数	100	68	52	53	44	36	31	35	28	40
	女子	人員	73	72	47	38	38	43	30	32	26	26
		指数	100	99	64	52	52	59	41	44	36	36
全国	男子	人員	51,343	42,056	34,798	30,009	25,834	21,975	18,900	16,840	17,494	21,994
		指数	100	82	68	58	50	43	37	33	34	43
	女子	人員	8,864	6,624	5,305	5,099	4,624	4,101	3,652	3,559	3,418	4,212
		指数	100	75	60	58	52	46	41	40	39	48

第9図 男女別の検挙・補導人員の推移（触法少年を含む。）

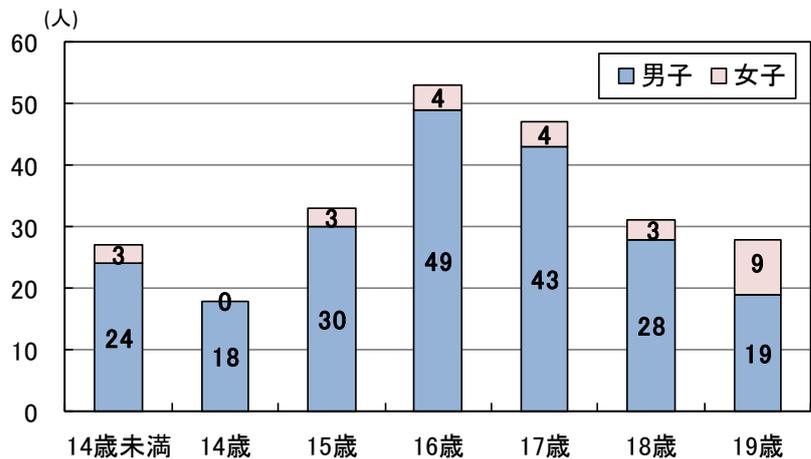


(2) 年齢別の状況

令和5年中の年齢別の検挙・補導人員は、男子は16歳が49人（23.2%）で最も多く、女子は19歳が9人（34.6%）で最も多い。

前年に比べて最も増加した年齢は、男子は16歳（+27人）、女子は19歳（+5人）であった。

第10図 年齢別の検挙・補導人員



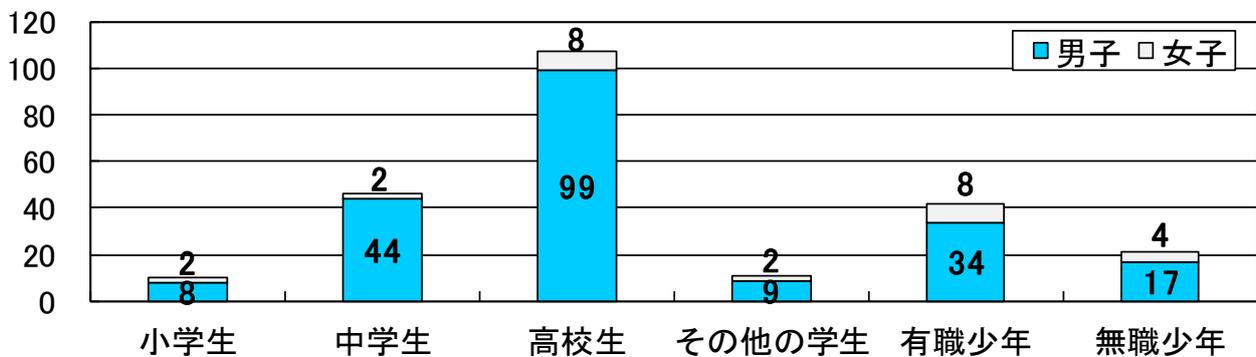
第10表 年齢別の検挙・補導人員

男女別		年齢別	総数	14歳未満	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
				構成比(%)						
男子	令和5年	総数	211	24	18	30	49	43	28	19
		構成比(%)	-	11.4	8.5	14.2	23.2	20.4	13.3	9.0
	令和4年	総数	151	22	14	19	22	33	23	18
		構成比(%)	-	14.6	9.3	12.6	14.6	21.9	15.2	11.9
女子	令和5年	総数	26	3	0	3	4	4	3	9
		構成比(%)	-	11.5	0.0	11.5	15.4	15.4	11.5	34.6
	令和4年	総数	26	7	5	3	3	2	2	4
		構成比(%)	-	26.9	19.2	11.5	11.5	7.7	7.7	15.4

(3) 学職別の状況

令和5年中の学職別の検挙・補導人員は、男子は高校生が最も多く99人（46.9%）、女子は高校生と有職少年が最も多く8人（30.8%）であった。前年に比べて最も増加したのは男子も女子も高校生で、男子は39人、女子は3人増加した。

第11図 学職別の検挙・補導人員



第11表 学職別の検挙・補導人員

男女別		学職別	総数	未就学	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年
				構成比(%)						
男子	令和5年	総数	211	0	8	44	99	9	34	17
		構成比(%)	-	0.0	3.8	20.9	46.9	4.3	16.1	8.1
	令和4年	総数	151	0	7	40	60	10	27	7
		構成比(%)	-	0.0	4.6	26.5	39.7	6.6	17.9	4.6
女子	令和5年	総数	26	0	2	2	8	2	8	4
		構成比(%)	-	0.0	7.7	7.7	30.8	7.7	30.8	15.4
	令和4年	総数	26	0	2	11	5	0	6	2
		構成比(%)	-	0.0	7.7	42.3	19.2	0.0	23.1	7.7

(4) 包括罪種別の状況

令和5年中の包括罪種別の検挙・補導人員は、男女ともに窃盗犯が最も多く、男女とも5割以上を占めた。男子は粗暴犯、窃盗犯、風俗犯、女子は窃盗犯の割合が増加した。

第12表 包括罪種別の検挙・補導人員

		総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	
			構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	
男子	令和5年	総数	211	5	37	121	3	10	35
		構成比(%)	-	2.4	17.5	57.3	1.4	4.7	16.6
	令和4年	総数	151	5	25	83	6	6	26
		構成比(%)	-	3.3	16.6	55.0	4.0	4.0	17.2
女子	令和5年	総数	26	0	3	20	0	0	3
		構成比(%)	-	0.0	11.5	76.9	0.0	0.0	11.5
	令和4年	総数	26	0	9	15	0	0	2
		構成比(%)	-	0.0	34.6	57.7	0.0	0.0	7.7

8 包括罪種別の非行場所の状況

令和5年中の非行場所では、住宅が42人（17.7%）で最も多く、次いでコンビニエンスストアが39人（16.5%）、駐車場・駐輪場が38人（16.0%）であった。

第13表 包括罪種別の非行場所の状況

非行場所 罪種別	総 数	住	（学 幼 稚 園）	（駐 輪 車 場）	道 路 上	鉄 道 ・ 施 設 他	神 社 ・ 仏 閣	公 園	ス デ ー パ ー ト	ス コ ン ビ ニ エ ン ス	そ の 他 の 商 店 ・ ア ス	古 物 の 店	風 俗 営 業 所	ボ カ ッ ラ ク オ ス ケ	飲 食 店	タ ク シ ー 内	事 務 所 ・ 社 会	空 き 地	高 速 道 路	そ の 他
		総 数	237	42	13	38	22	5	0	8	27	39	21	1	1	3	0	2	0	0
構 成 比 (%)	-	17.7	5.5	16.0	9.3	2.1	0.0	3.4	11.4	16.5	8.9	0.4	0.4	1.3	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	6.3
凶 悪 犯	5	0	0	0	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗 暴 犯	40	3	7	6	11	0	0	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
窃 盗 犯	141	27	3	24	5	4	0	0	17	32	21	1	1	2	0	2	0	0	0	2
知 能 犯	3	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
風 俗 犯	10	6	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
そ の 他	38	4	3	7	3	1	0	0	8	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	8

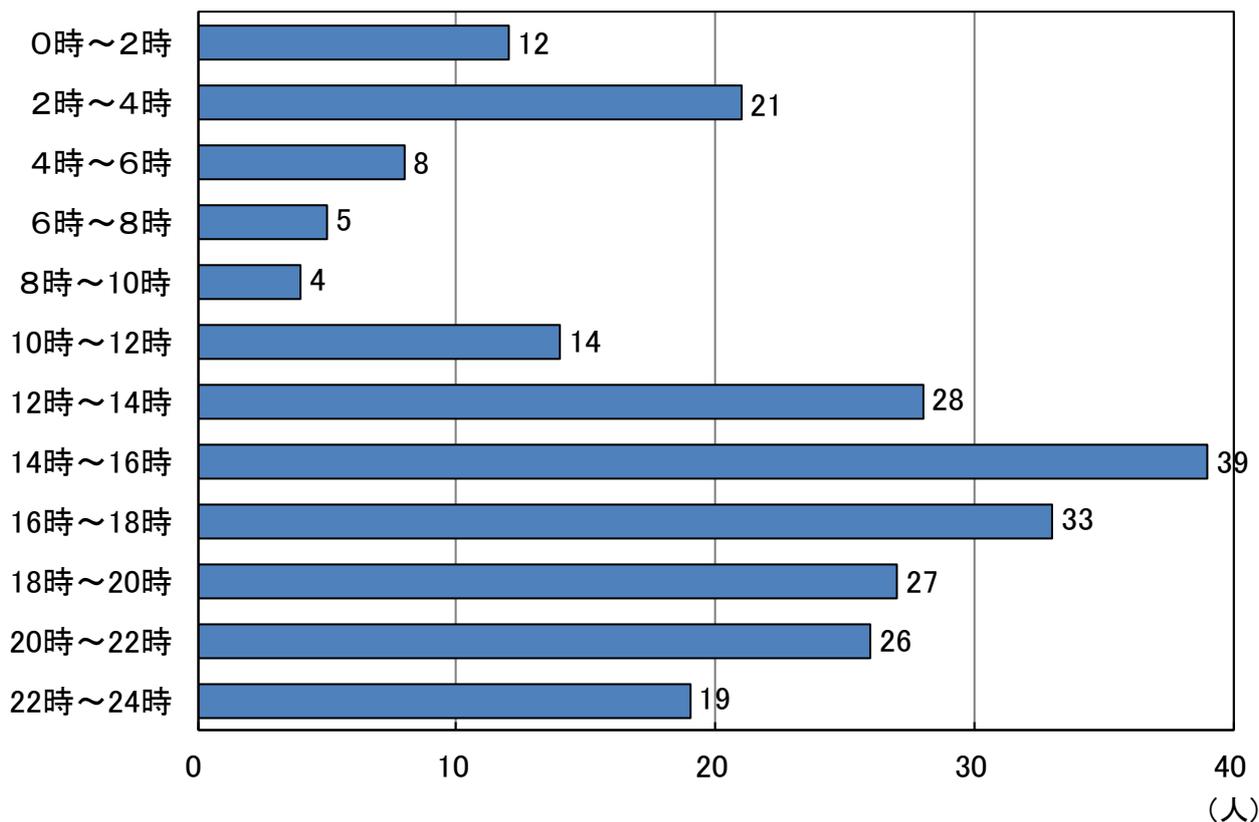
9 非行時間帯別の包括罪種の状況

令和5年中の非行時間帯では、14時～16時が39人（16.5%）で最も多く、次いで16時～18時が33人（13.9%）、12時～14時が28人（11.8%）、18時～20時が27人（11.4%）であった。

第14表 非行時間帯別の包括罪種の状況

時間帯別 包括罪種別	総 数	構 成 比 (%)	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯	知 能 犯	風 俗 犯	そ の 他
			総 数	237	-	5	40	141
0時～2時	12	5.1	0	4	5	0	1	2
2時～4時	21	8.9	2	2	14	0	0	3
4時～6時	8	3.4	0	0	2	0	0	6
6時～8時	5	2.1	0	1	3	0	0	1
8時～10時	4	1.7	0	0	3	0	0	1
10時～12時	14	5.9	0	3	7	2	1	1
12時～14時	28	11.8	0	2	21	0	1	4
14時～16時	39	16.5	2	4	27	1	0	5
16時～18時	33	13.9	1	5	20	0	2	5
18時～20時	27	11.4	0	4	17	0	2	4
20時～22時	26	11.0	0	10	13	0	2	1
22時～24時	19	8.0	0	5	9	0	1	4
不 明	1	0.4	0	0	0	0	0	1

第12図 非行時間帯の状況

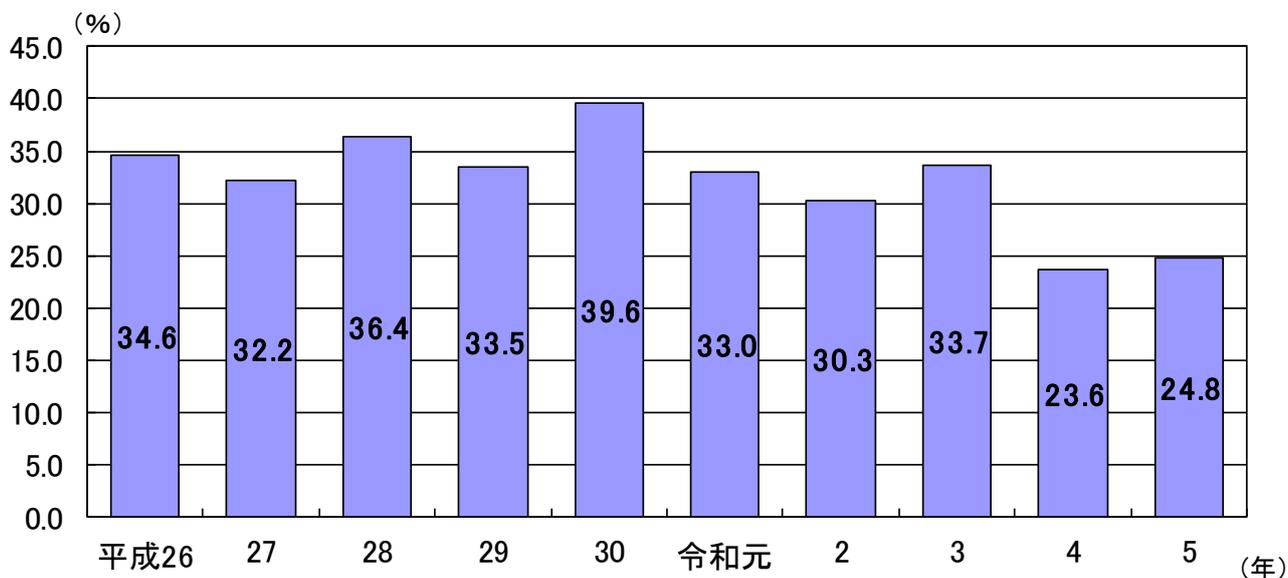


10 再犯者率の状況（触法少年を除く。）

(1) 再犯者率の推移

過去10年間の推移を見ると、刑法犯少年の再犯者率は令和3年中までは30～40%の間で増減を繰り返し、令和4年中には23.6%まで減少したが、令和5年中には24.8%と前年に比べ1.2ポイント増加した。

第13図 再犯者率の推移



(2) 包括罪種別の再犯者率

令和5年中の包括罪種別の再犯者率は、凶悪犯が80.0%と最も高く、次いで知能犯が66.7%、粗暴犯が40.0%であった。

第15表 包括罪種別の再犯者率

区分 罪種別	総 数	再犯回数						再犯者率(%)
		非行歴 なし	非行歴 あり	1回	2~3回	4~5回	6回以上	
総 数	210	158	52	29	16	7	0	24.8
構成比(%)	—	75.2	24.8	13.8	7.6	3.3	0.0	
凶悪犯	5	1	4	1	1	2	0	80.0
粗暴犯	35	21	14	9	1	4	0	40.0
窃盗犯	125	100	25	13	11	1	0	20.0
知能犯	3	1	2	2	0	0	0	66.7
風俗犯	6	5	1	0	1	0	0	16.7
その他	36	30	6	4	2	0	0	16.7

11 窃盗犯少年の状況

(1) 検挙・補導人員の推移

過去10年間の県内における推移を見ると、全国と比べて窃盗犯の占める割合が高く、刑法犯少年総数の6割前後を占めている。

令和5年中の窃盗犯少年の検挙・補導人員は、141人で前年に比べ43人増加し、平成26年から全体的に減少傾向にあった中で、大きく増加した。

第16表 窃盗犯少年の検挙・補導人員の推移（触法少年を含む。）

区別		年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
三重県	刑法犯少年総数		605	433	322	321	272	237	197	217	177	237
	窃盗犯少年		369	278	200	209	167	146	120	127	98	141
	指数		100	75	54	57	45	40	33	34	27	38
	刑法犯少年総数中に占める窃盗犯の割合(%)		61.0	64.2	62.1	65.1	61.4	61.6	60.9	58.5	55.4	59.5
全国	刑法犯少年総数		60,207	48,680	40,103	35,108	30,458	26,076	22,552	20,399	20,912	26,206
	窃盗犯少年		35,974	29,413	23,997	21,110	17,848	14,700	12,333	10,691	10,967	13,993
	指数		100	82	67	59	50	41	34	30	30	39
	刑法犯少年総数中に占める窃盗犯の割合(%)		59.8	60.4	59.8	60.1	58.6	56.4	54.7	52.4	52.4	53.4

(2) 年齢別の検挙・補導人員の推移

過去10年間の推移を見ると、全年齢で増減を繰り返している。

令和5年中の窃盗犯少年の年齢別の検挙・補導人員は、16歳が35人（24.8%）と最も多く、前年に比べて23人増加した。

第17表 窃盗犯少年の年齢別の検挙・補導人員の推移

年齢別		年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
総数			369	278	200	209	167	146	120	127	98	141
14歳未満			27	26	19	51	17	16	14	26	16	16
14歳			44	42	34	25	27	22	13	13	9	12
15歳			116	58	46	23	34	18	20	17	15	17
16歳			81	72	38	34	38	27	29	26	12	35
17歳			53	50	31	36	21	29	14	23	21	27
18歳			37	20	15	25	19	23	21	13	13	14
19歳			11	10	17	15	11	11	9	9	12	20

(3) 学職別の検挙・補導人員の推移

過去10年間の推移を見ると、それぞれの学職で増減が見られるが、高校生と中学生が全体の中で高い割合を占めている。

令和5年中の窃盗犯少年の学職別の検挙・補導人員は、高校生が67人（47.5%）と最も多く、次いで中学生が27人（19.1%）であり、これらで全体の約7割を占めた。

第18表 窃盗犯少年の学職別の検挙・補導人員の推移

学職別		年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
総数			369	278	200	209	167	146	120	127	98	141
児童・生徒・学生			304	231	156	159	116	99	78	101	79	106
小学生			12	7	3	15	5	5	10	13	5	5
中学生			103	88	67	67	48	39	23	31	28	27
高校生			181	131	79	66	60	49	42	53	40	67
その他の学生			8	5	7	11	3	6	3	4	6	7
有職少年			41	30	22	27	35	28	28	17	16	23
無職少年			24	17	22	23	16	19	14	9	3	12

(4) 手口別の検挙・補導人員の推移

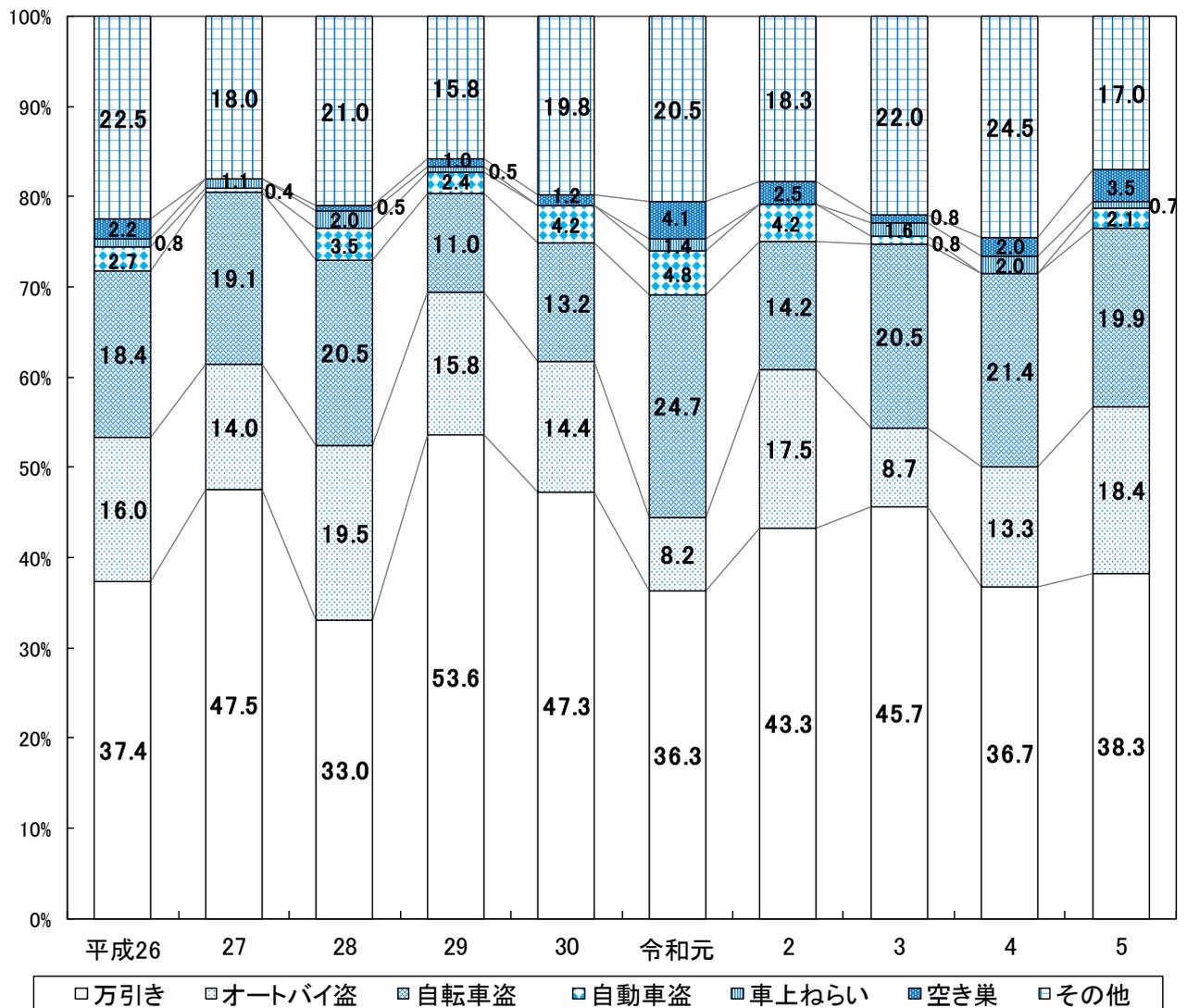
過去10年間の推移を見ると、いずれの年も万引きが最も多い。

令和5年中の窃盗犯少年の手口別の検挙・補導人員は、万引きが54人（38.3%）、自転車盗が28人（19.9%）、オートバイ盗が26人（18.4%）であり、これらで全体の約8割を占めた。

第19表 窃盗犯少年の手口別の検挙・補導人員

手口別	年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
総	数	369	278	200	209	167	146	120	127	98	141
万	引	138	132	66	112	79	53	52	58	36	54
オ	ー	59	39	39	33	24	12	21	11	13	26
自	転	68	53	41	23	22	36	17	26	21	28
自	動	10	1	7	5	7	7	5	1	0	3
車	上	3	3	4	1	0	2	0	2	2	1
空	き	8	0	1	2	2	6	3	1	2	5
そ	の	83	50	42	33	33	30	22	28	24	24

第14図 窃盗犯少年の手口別の構成比



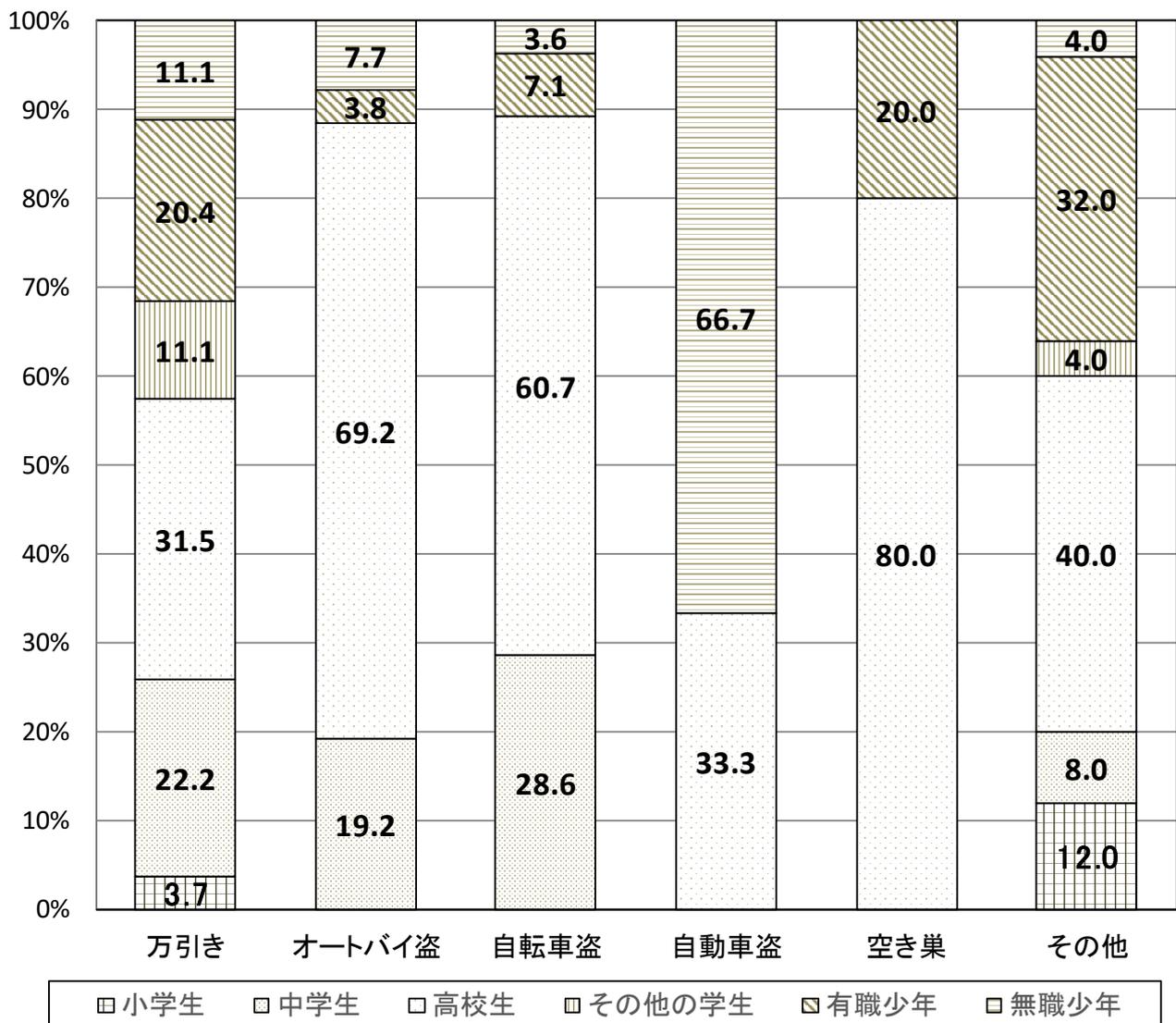
(5) 主要手口の学職別の構成

令和5年中の窃盗犯少年の主要手口の学職別の構成は、万引きでは高校生が17人(31.5%)、オートバイ盗では高校生が18人(69.2%)、自転車盗では高校生が17人(60.7%)、自動車盗では無職少年が2人(66.7%)、空き巣では高校生が4人(80.0%)で、それぞれ最も高い比率を占めた。

第20表 窃盗犯少年の主要手口の学職別の構成

学職別	手口別 総数	総数					
		万引き	オートバイ盗	自転車盗	自動車盗	空き巣	その他
総数	141	54	26	28	3	5	25
小学生	5	2	0	0	0	0	3
中学生	27	12	5	8	0	0	2
高校生	67	17	18	17	1	4	10
その他の学生	7	6	0	0	0	0	1
有職少年	23	11	1	2	0	1	8
無職少年	12	6	2	1	2	0	1

第15図 窃盗犯少年の主要手口の学職別の構成比



12 初発型非行の状況

(1) 初発型非行の推移

過去10年間の推移を見ると、令和2年までは減少傾向にあったが、令和3年以降は増減を繰り返している。令和5年中における刑法犯少年全体に占める初発型非行の割合は、全国の割合（48.2%）とほぼ同じであった。

令和5年中の初発型非行の検挙・補導人員は116人で、前年に比べ35人増加し、刑法犯少年全体の約5割を占めた。

第21表 初発型非行の検挙・補導人員の推移

区分	年次										
	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	
刑法犯少年総数	605	433	322	321	272	237	197	217	177	237	
うち初発型非行総数	330	266	170	194	142	115	100	103	81	116	
構成比(%)	54.5	61.4	52.8	60.4	52.2	48.5	50.8	47.5	45.8	48.9	
手口別	万引き	138	132	66	112	79	53	52	58	36	54
	オートバイ盗	59	39	39	33	24	12	21	11	13	26
	自転車盗	68	53	41	23	22	36	17	26	21	28
	占有離脱物横領	65	42	24	26	17	14	10	8	11	8

(2) 手口別・学職別の状況

令和5年中の初発型非行の検挙・補導人員の手口別では、万引きが54人（46.6%）で最も多く、次いで、自転車盗が28人（24.1%）、オートバイ盗が26人（22.4%）、占有離脱物横領が8人（6.9%）であった。学職別では、高校生が58人（50.0%）で最も多く、次いで中学生の25人（21.6%）であった。

第22表 初発型非行の手口別・学職別の状況

手口別	学職別	総数	児童生徒学生					有職少年	無職少年
			児童生徒学生	小学生	中学生	高校生	その他の学生		
総数	総数	116	92	2	25	58	7	15	9
	構成比(%)	100.0	79.3	1.7	21.6	50.0	6.0	12.9	7.8
	万引き	54	37	2	12	17	6	11	6
	オートバイ盗	26	23	0	5	18	0	1	2
	自転車盗	28	25	0	8	17	0	2	1
占有離脱物横領	8	7	0	0	6	1	1	0	
令和4年		81	68	4	20	36	8	10	3
増減	人員	35	24	-2	5	22	-1	5	6
	率(%)	43.2	35.3	-50.0	25.0	61.1	-12.5	50.0	200.0

13 少年の街頭犯罪の状況

令和5年中に街頭犯罪で検挙・補導した少年は63人で、成人を含めた検挙・補導人員のうち少年の割合は50.8%を占めた。罪種別の少年の割合を見ると、オートバイ盗は100%、部品ねらいは66.7%、自転車盗は44.4%を占めた。

第23表 街頭犯罪の状況

学職別 罪種別	総数	児童生徒学生						有職少年	無職少年	少年の検挙・補導人員	成人を含めた全検挙・補導人員	少年の占める割合(%)
		小学生	中学生	高校生	大学生	その他の学生						
街頭犯罪	63	53	0	14	39	0	0	3	7	63	124	50.8
路上強盗	2	1	0	0	1	0	0	0	1	2	6	33.3
自動車盗	3	1	0	0	1	0	0	0	2	3	10	30.0
ひったくり	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	4	25.0
車上ねらい	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	11	9.1
部品ねらい	2	2	0	0	2	0	0	0	0	2	3	66.7
自販機ねらい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0
オートバイ盗	26	23	0	5	18	0	0	1	2	26	26	100.0
自転車盗	28	25	0	8	17	0	0	2	1	28	63	44.4

14 刑法犯少年の警察署管内別の居住の状況

令和5年中の刑法犯少年の警察署管内別の居住の状況は、鈴鹿警察署管内の42人が最も多く、次いで四日市南警察署管内の33人であった。最も少ないのは大台警察署管内と紀宝警察署管内の0人であった。

第24表 刑法犯少年の警察署管内別の居住の状況

署別	年次	令和5年 人員
三重県		222
桑名		20
いなべ		4
四日市北		12
四日市南		33
四日市西		13
亀山		1
鈴鹿		42
津		21
津南		14
松阪		17
大台		0
伊勢		15
鳥羽		18
尾鷲		2
熊野		1
紀宝		0
伊賀		4
名張		5

(注)人員は県内において検挙・補導した県内居住の少年

15 事件・事案の処理の状況

令和5年中の事件・事案の処理の状況は、刑法犯少年（触法少年を除く。）210人のうち、検察庁へ身柄付送致した少年は33人（15.7%）であった。

触法少年27人のうち、児童相談所へ送致した少年は0人であり、児童相談所等に通告した少年は17人（63.0%）であった。

第25表 刑法犯少年の罪種別の送致等の状況

罪種別	処理区別	犯 罪 少 年			触 法 少 年				
		身柄付送致	書類送致	簡易送致	児童相談所送致	児童相談所等通告	警察限りの措置		
総	数	210	33	128	49	27	0	17	10
	構成比（%）	—	15.7	61.0	23.3	—	0.0	63.0	37.0
凶	悪 犯	5	5	0	0	0	0	0	0
	殺 人	0	0	0	0	0	0	0	0
	強 盗	5	5	0	0	0	0	0	0
	放 火	0	0	0	0	0	0	0	0
	不同意性交等	0	0	0	0	0	0	0	0
粗	暴 犯	35	11	21	3	5	0	4	1
	凶器準備集合	0	0	0	0	0	0	0	0
	暴 行	6	0	3	3	2	0	2	0
	傷 害	20	8	12	0	2	0	1	1
	脅 迫	2	1	1	0	1	0	1	0
	恐 喝	7	2	5	0	0	0	0	0
窃	盗 犯	125	13	74	38	16	0	7	9
	侵入盗	8	4	4	0	1	0	1	0
	乗物盗	53	3	40	10	4	0	1	3
	非侵入盗	64	6	30	28	11	0	5	6
知	能 犯	3	1	2	0	0	0	0	0
	詐 欺	3	1	2	0	0	0	0	0
	横 領	0	0	0	0	0	0	0	0
	偽 造	0	0	0	0	0	0	0	0
風	俗 犯	6	0	6	0	4	0	4	0
	賭 博	0	0	0	0	0	0	0	0
	わいせつ	6	0	6	0	4	0	4	0
そ	の 他	36	3	25	8	2	0	2	0
	占有離脱物横領	8	0	2	6	0	0	0	0
	そ の 他	28	3	23	2	2	0	2	0

※不同意性交等には刑法等の一部改正（令和5年7月13日施行）前の強制性交等を含む。

16 全国の刑法犯少年の検挙・補導人員の状況

(1) 検挙・補導人員

令和5年中の全国の刑法犯少年の検挙・補導人員は26,206人で、前年に比べ5,294人(25.3%)増加した。

本県は、犯罪少年の検挙人員が22位、触法少年の補導人員が45位、総数が27位であった。

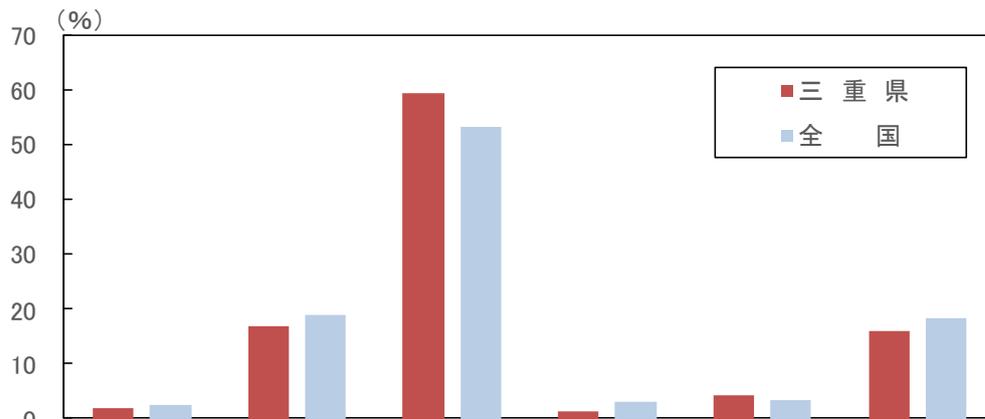
第26表 都道府県別の刑法犯少年の検挙・補導人員の状況

都道府県	区別	総 数					犯 罪 少 年					触 法 少 年				
		順位	令和5年	令和4年	増減数	増減率(%)	順位	令和5年	令和4年	増減数	増減率(%)	順位	令和5年	令和4年	増減数	増減率(%)
総	数		26,206	20,912	5,294	25.3		18,949	14,887	4,062	27.3		7,257	6,025	1,232	20.4
北	海	8	1,162	879	283	32.2	8	829	588	241	41.0	5	333	291	42	14.4
東	青	38	158	126	32	25.4	41	91	74	17	23.0	26	67	52	15	28.8
	岩	38	158	120	38	31.7	39	94	67	27	40.3	28	64	53	11	20.8
	宮	20	331	190	141	74.2	16	276	154	122	79.2	36	55	36	19	52.8
	秋	46	89	85	4	4.7	47	55	50	5	10.0	42	34	35	-1	-2.9
	山	37	166	132	34	25.8	37	109	81	28	34.6	32	57	51	6	11.8
北	福	32	208	215	-7	-3.3	36	121	126	-5	-4.0	20	87	89	-2	-2.2
東	京	1	3,347	3,042	305	10.0	1	2,178	1,919	259	13.5	1	1,169	1,123	46	4.1
関	茨	16	356	243	113	46.5	19	241	164	77	47.0	18	115	79	36	45.6
	栃	29	235	159	76	47.8	25	197	126	71	56.3	40	38	33	5	15.2
	群	21	321	251	70	27.9	18	261	173	88	50.9	30	60	78	-18	-23.1
	埼	7	1,271	921	350	38.0	5	1,054	764	290	38.0	10	217	157	60	38.2
	千	9	842	647	195	30.1	9	771	590	181	30.7	25	71	57	14	24.6
	神	6	1,277	996	281	28.2	4	1,129	900	229	25.4	12	148	96	52	54.2
	新	25	266	266	0	0.0	24	199	178	21	11.8	26	67	88	-21	-23.9
	山	47	79	65	14	21.5	45	70	63	7	11.1	47	9	2	7	350.0
	長	26	241	190	51	26.8	30	151	106	45	42.5	19	90	84	6	7.1
	静	13	585	574	11	1.9	11	464	413	51	12.3	17	121	161	-40	-24.8
中	富	33	203	185	18	9.7	31	147	146	1	0.7	34	56	39	17	43.6
	石	30	226	146	80	54.8	28	170	96	74	77.1	34	56	50	6	12.0
	福	35	197	92	105	114.1	29	159	73	86	117.8	40	38	19	19	100.0
	岐	17	350	291	59	20.3	17	271	197	74	37.6	23	79	94	-15	-16.0
	愛	3	1,696	1,354	342	25.3	3	1,445	1,134	311	27.4	8	251	220	31	14.1
	三	27	237	177	60	33.9	22	210	148	62	41.9	45	27	29	-2	-6.9
近	滋	14	523	355	168	47.3	15	357	249	108	43.4	11	166	106	60	56.6
	京	12	635	465	170	36.6	13	403	283	120	42.4	9	232	182	50	27.5
	大	2	2,753	2,188	565	25.8	2	2,054	1,677	377	22.5	2	699	511	188	36.8
	兵	4	1,692	1,253	439	35.0	6	1,037	804	233	29.0	3	655	449	206	45.9
	奈	19	338	282	56	19.9	22	210	189	21	11.1	14	128	93	35	37.6
	和	22	302	196	106	54.1	20	225	149	76	51.0	24	77	47	30	63.8
中	鳥	40	147	153	-6	-3.9	42	89	89	0	0.0	31	58	64	-6	-9.4
	島	43	111	82	29	35.4	46	68	52	16	30.8	39	43	30	13	43.3
	岡	15	508	435	73	16.8	14	381	299	82	27.4	15	127	136	-9	-6.6
	広	10	783	623	160	25.7	10	495	365	130	35.6	7	288	258	30	11.6
	山	30	226	209	17	8.1	33	139	122	17	13.9	20	87	87	0	0.0
四	徳	45	102	78	24	30.8	44	72	59	13	22.0	43	30	19	11	57.9
	香	27	237	181	56	30.9	27	173	120	53	44.2	28	64	61	3	4.9
	愛	24	268	254	14	5.5	35	138	161	-23	-14.3	13	130	93	37	39.8
	高	41	145	162	-17	-10.5	43	88	104	-16	-15.4	32	57	58	-1	-1.7
九	福	5	1,452	1,213	239	19.7	7	1,012	881	131	14.9	4	440	332	108	32.5
	佐	42	130	128	2	1.6	38	100	87	13	14.9	43	30	41	-11	-26.8
	長	36	191	127	64	50.4	33	139	77	62	80.5	38	52	50	2	4.0
	熊	18	342	260	82	31.5	21	220	177	43	24.3	16	122	83	39	47.0
	大	44	109	66	43	65.2	40	93	47	46	97.9	46	16	19	-3	-15.8
	宮	23	270	187	83	44.4	26	183	111	72	64.9	20	87	76	11	14.5
	鹿	34	201	169	32	18.9	32	146	121	25	20.7	36	55	48	7	14.6
沖	11	740	500	240	48.0	12	435	334	101	30.2	6	305	166	139	83.7	

(2) 包括罪種別の構成比の対比

令和5年中の包括罪種別の構成比は、窃盗犯、風俗犯が全国の数値を上回った。

第16図 刑法犯少年の包括罪種別の構成比の対比



区分		罪種別						
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	
三重県	総数(人)	237	5	40	141	3	10	38
	構成比(%)	—	2.1	16.9	59.5	1.3	4.2	16.0
全国	総数(人)	26,206	668	5,011	13,993	839	871	4,824
	構成比(%)	—	2.5	19.1	53.4	3.2	3.3	18.4

第3 特別法犯少年

1 検挙・補導人員の推移

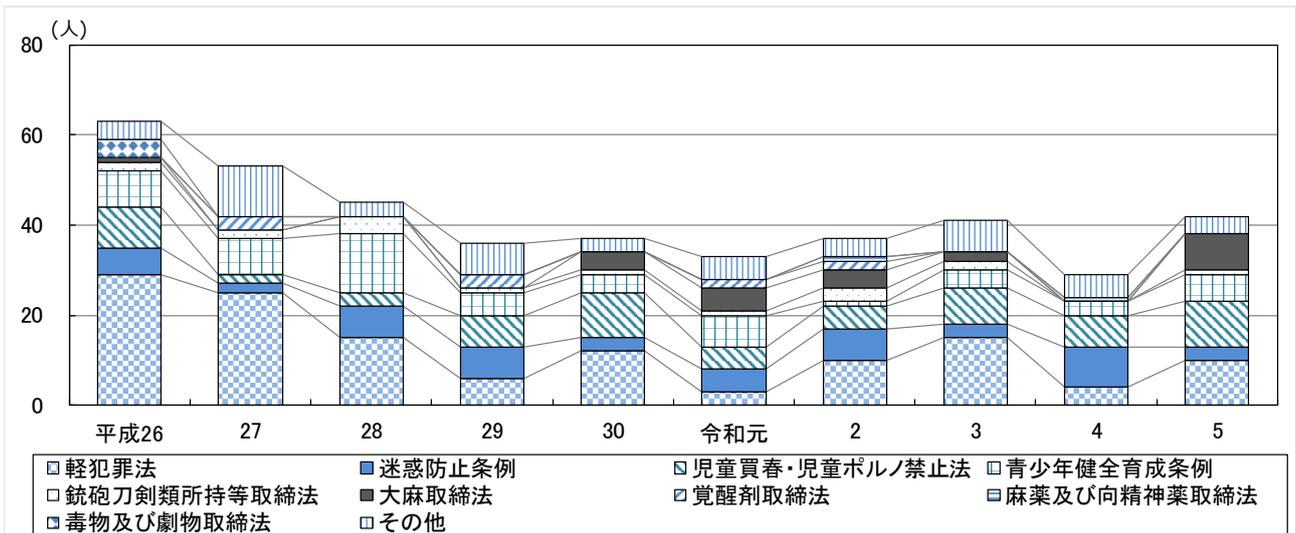
過去10年間の推移を見ると、平成29年までは減少していたが、平成30年以降は増減を繰り返している。

令和5年中の特別法犯少年の検挙・補導人員は42人で、前年に比べ13人（44.8%）増加した。

第27表 特別法犯少年の検挙・補導人員の10年間の推移

法令別	年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
特別法犯少年総数		63	53	45	36	37	33	37	41	29	42
軽犯罪法		29	25	15	6	12	3	10	15	4	10
迷惑防止条例		6	2	7	7	3	5	7	3	9	3
児童買春・児童ポルノ禁止法		9	2	3	7	10	5	5	8	7	10
青少年健全育成条例		8	8	13	5	4	7	1	4	3	6
銃砲刀剣類所持等取締法		2	2	4	1	1	1	3	2	0	1
大麻取締法		1	0	0	0	4	5	4	2	0	8
覚醒剤取締法		0	3	0	3	0	2	2	0	0	0
麻薬及び向精神薬取締法		0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
毒物及び劇物取締法		4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		4	11	3	7	3	5	4	7	5	4

第17図 特別法犯少年の検挙・補導人員の10年間の推移



2 学職別・法令別の状況

(1) 学職別の状況

令和5年中の学職別の検挙・補導人員の状況は、有職少年が16人（38.1%）で最も多く、次いで高校生の14人（33.3%）であった。

第28表 特別法犯少年の学職別の検挙・補導人員の状況

年次	学職別	総数	児童生徒				有職少年	無職少年
			小学生	中学生	高校生	その他の学生		
令和5年		42	3	7	14	1	16	1
	構成比(%)	—	7.1	16.7	33.3	2.4	38.1	2.4
令和4年		29	3	6	15	3	2	0
	構成比(%)	—	10.3	20.7	51.7	10.3	6.9	0.0
増減	人員	13	0	1	-1	-2	14	1
	率(%)	44.8	0.0	16.7	-6.7	-66.7	700.0	-

(2) 法令別の状況

令和5年中の特別法犯少年の法令別の検挙・補導人員の状況は、軽犯罪法違反と児童買春・児童ポルノ禁止法違反が10人（23.8%）で最も多かった。

第29表 特別法犯少年の法令別の検挙・補導人員の状況

法令別		総数	軽犯罪法	迷防 条例	児童買春 児童ポルノ 禁止法	青健 条例	銃刀法	大麻 取締法	覚取法	麻向法	毒劇法	その他
令和5年	年次	42	10	3	10	6	1	8	0	0	0	4
	構成比(%)	—	23.8	7.1	23.8	14.3	2.4	19.0	0.0	0.0	0.0	9.5
令和4年	年次	29	4	9	7	3	0	0	0	1	0	5
	構成比(%)	—	13.8	31.0	24.1	10.3	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0	17.2
増減	人員	13	6	-6	3	3	1	8	0	-1	0	-1
	率(%)	44.8	150.0	-66.7	42.9	100.0	-	-	-	-100.0	-	-20.0

(3) 学職別・法令別の状況

令和5年中の特別法犯少年の学職別・法令別の検挙・補導人員の状況は、大麻取締法違反では有職少年が最も多く、児童買春・児童ポルノ禁止法違反では高校生が最も多かった。

第30表 特別法犯少年の学職別・法令別の検挙・補導人員の状況

法令別		学職別	総数	小学生	中学生	高校生	その他の 学生	有職少年	無職少年
総	数	数	42	3	7	14	1	16	1
	軽犯罪法		10	3	2	1	0	4	0
	迷惑防止条例		3	0	2	1	0	0	0
	児童買春・児童ポルノ禁止法		10	0	3	6	1	0	0
	青少年健全育成条例		6	0	0	1	0	4	1
	銃砲刀剣類所持等取締法		1	0	0	0	0	1	0
	大麻取締法		8	0	0	1	0	7	0
	覚醒剤取締法		0	0	0	0	0	0	0
	麻薬及び向精神薬取締法		0	0	0	0	0	0	0
	毒物及び劇物取締法		0	0	0	0	0	0	0
その他		4	0	0	4	0	0	0	

3 年齢別の状況

令和5年中の特別法犯少年の年齢別の検挙・補導人員の状況は、17歳が9人（21.4%）と最も多く、次いで19歳が8人（19.0%）であった。

第31表 特別法犯少年の年齢別の検挙・補導人員の状況

年齢別		総数	14歳未満	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
令和5年	年次	42	3	6	4	5	9	7	8
	構成比(%)	—	7.1	14.3	9.5	11.9	21.4	16.7	19.0
令和4年	年次	29	5	3	4	2	6	7	2
	構成比(%)	—	17.2	10.3	13.8	6.9	20.7	24.1	6.9
増減	人員	13	-2	3	0	3	3	0	6
	率(%)	44.8	-40.0	100.0	0.0	150.0	50.0	0.0	300.0

第4 ぐ犯少年

令和5年中のぐ犯少年は0人であった。

第32表 ぐ犯少年の学職別の状況

学職別 年次	総数	児童生徒						有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	大学生	その他の学生			
令和5年	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和4年	0	0	0	0	0	0	0	0	
増減	人員	0	0	0	0	0	0	0	
	率(%)	-	-	-	-	-	-	-	

第33表 ぐ犯少年の補導人員の推移

年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
総数	0	1	1	0	2	1	0	1	0	0

第5 不良行為少年

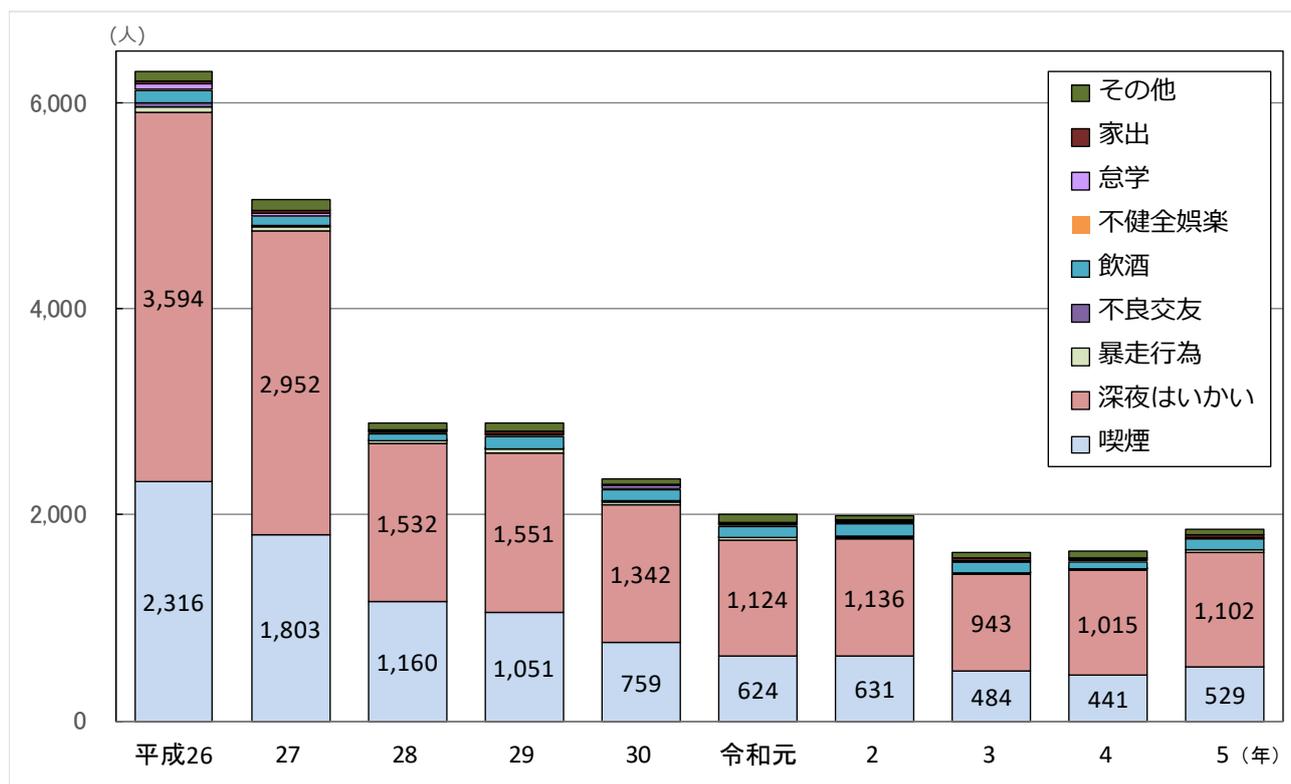
1 補導人員の推移

過去10年間の推移を見ると、平成26年以降減少していたが、令和4年から増加に転じている。令和5年中の補導人員は1,861人で、前年に比べ216人増加した。

第34表 不良行為少年の主要行為別の補導人員の推移

行為別	年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
総数		6,305	5,061	2,887	2,886	2,350	2,001	1,989	1,633	1,645	1,861
喫煙	数	2,316	1,803	1,160	1,051	759	624	631	484	441	529
	構成比(%)	36.7	35.6	40.2	36.4	32.3	31.2	31.7	29.6	26.8	28.4
深夜はいかい	数	3,594	2,952	1,532	1,551	1,342	1,124	1,136	943	1,015	1,102
	構成比(%)	57.0	58.3	53.1	53.7	57.1	56.2	57.1	57.7	61.7	59.2
暴走行為	数	45	37	20	31	29	32	15	12	19	32
	構成比(%)	0.7	0.7	0.7	1.1	1.2	1.6	0.8	0.7	1.2	1.7
不良交友	数	39	10	11	4	2	3	13	2	4	0
	構成比(%)	0.6	0.2	0.4	0.1	0.1	0.1	0.7	0.1	0.2	0.0
飲酒	数	126	93	67	124	117	103	123	102	68	101
	構成比(%)	2.0	1.8	2.3	4.3	5.0	5.1	6.2	6.2	4.1	5.4
不健全娯楽	数	12	5	7	6	9	7	2	3	7	4
	構成比(%)	0.2	0.1	0.2	0.2	0.4	0.3	0.1	0.2	0.4	0.2
怠学	数	54	33	13	21	22	21	18	10	10	17
	構成比(%)	0.9	0.7	0.5	0.7	0.9	1.0	0.9	0.6	0.6	0.9
家出	数	25	14	15	21	9	14	16	25	16	22
	構成比(%)	0.4	0.3	0.5	0.7	0.4	0.7	0.8	1.5	1.0	1.2
その他	数	94	114	62	77	61	73	35	52	65	54
	構成比(%)	1.5	2.3	2.1	2.7	2.6	3.6	1.8	3.2	4.0	2.9

第18図 不良行為少年の主要行為別の補導人員の推移



2 行為別の補導人員の状況

令和5年中の不良行為少年の行為別の補導人員の状況は、深夜はいかいが1,102人（59.2%）で最も多く、次いで喫煙が529人（28.4%）であり、これらで全体の約9割を占めた。

第35表 不良行為少年の主要行為別の補導人員の状況

年次	行為別	総数	行為別						
			喫煙	飲酒	暴走行為	深夜はいかい	不良交友	不健全娯楽	その他
令和5年		1,861	529	101	32	1,102	0	4	93
	構成比(%)	—	28.4	5.4	1.7	59.2	0.0	0.2	5.0
令和4年		1,645	441	68	19	1,015	4	7	91
	構成比(%)	—	26.8	4.1	1.2	61.7	0.2	0.4	5.5
増減	人員	216	88	33	13	87	-4	-3	2
	率(%)	13.1	20.0	48.5	68.4	8.6	-100.0	-42.9	2.2

3 年齢別の補導人員の推移

過去10年間の推移を見ると、毎年16歳、17歳が多く、令和5年中は16歳、17歳の不良行為少年が全体の約6割を占めた。

第36表 不良行為少年の年齢別の補導人員の推移

年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
総数	6,305	5,061	2,887	2,886	2,350	2,001	1,989	1,633	1,645	1,861
14歳未満	286	163	133	109	109	76	65	69	60	53
構成比(%)	4.5	3.2	4.6	3.8	4.6	3.8	3.3	4.2	3.6	2.8
14歳	332	224	127	146	120	88	91	67	59	110
構成比(%)	5.3	4.4	4.4	5.1	5.1	4.4	4.6	4.1	3.6	5.9
15歳	810	576	328	321	246	269	217	195	193	188
構成比(%)	12.8	11.4	11.4	11.1	10.5	13.4	10.9	11.9	11.7	10.1
16歳	1,871	1,519	819	778	621	461	556	349	411	496
構成比(%)	29.7	30.0	28.4	27.0	26.4	23.0	28.0	21.4	25.0	26.7
17歳	1,958	1,616	879	923	723	614	597	537	525	597
構成比(%)	31.1	31.9	30.4	32.0	30.8	30.7	30.0	32.9	31.9	32.1
18歳	746	696	437	416	340	319	302	292	279	294
構成比(%)	11.8	13.8	15.1	14.4	14.5	15.9	15.2	17.9	17.0	15.8
19歳	302	267	164	193	191	174	161	124	118	123
構成比(%)	4.8	5.3	5.7	6.7	8.1	8.7	8.1	7.6	7.2	6.6

4 学職別の補導人員の推移

過去10年間の推移を見ると、毎年高校生が最も多く、令和5年中は1,013人（54.4%）で全体の5割以上を占めた。

第37表 不良行為少年の学職別の補導人員の推移

学職別	年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
		数									
総	数	6,305	5,061	2,887	2,886	2,350	2,001	1,989	1,633	1,645	1,861
未 就 学		0	0	0	0	0	1	1	1	0	0
	構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
児童・生徒・学生		3,814	3,084	1,833	1,852	1,518	1,345	1,278	1,117	1,190	1,327
	構成比(%)	60.5	60.9	63.5	64.2	64.6	67.2	64.3	68.4	72.3	71.3
小 学 生		43	18	34	17	12	14	9	23	18	14
	構成比(%)	0.7	0.4	1.2	0.6	0.5	0.7	0.5	1.4	1.1	0.8
中 学 生		786	549	329	307	269	222	225	156	148	227
	構成比(%)	12.5	10.8	11.4	10.6	11.4	11.1	11.3	9.6	9.0	12.2
高 校 生		2,857	2,399	1,385	1,426	1,152	1,025	945	868	957	1,013
	構成比(%)	45.3	47.4	48.0	49.4	49.0	51.2	47.5	53.2	58.2	54.4
大 学 生		54	51	32	49	46	43	52	42	35	52
	構成比(%)	0.9	1.0	1.1	1.7	2.0	2.1	2.6	2.6	2.1	2.8
その他の学生		74	67	53	53	39	41	47	28	32	21
	構成比(%)	1.2	1.3	1.8	1.8	1.7	2.0	2.4	1.7	1.9	1.1
有 職 少 年		1,558	1,364	729	732	584	454	512	352	302	344
	構成比(%)	24.7	27.0	25.3	25.4	24.9	22.7	25.7	21.6	18.4	18.5
無 職 少 年		933	613	325	302	248	201	198	163	153	190
	構成比(%)	14.8	12.1	11.3	10.5	10.6	10.0	10.0	10.0	9.3	10.2

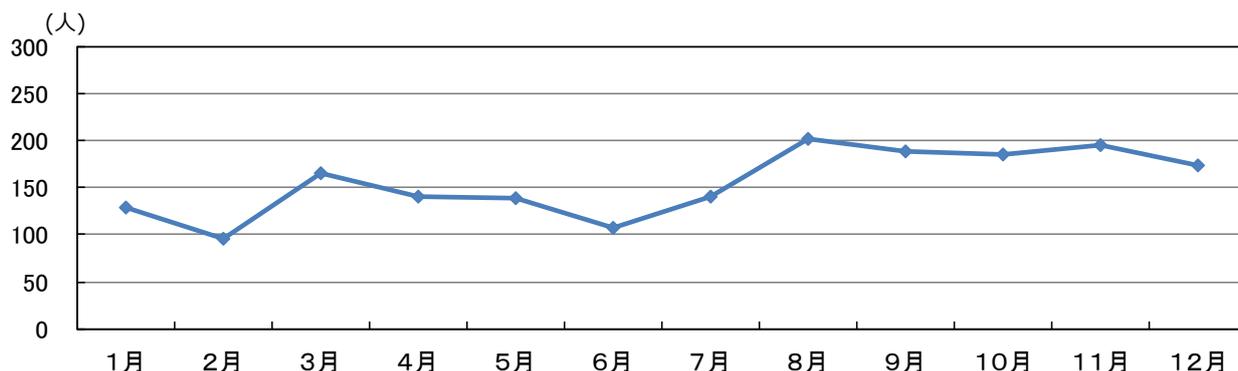
5 月別の補導人員の状況

令和5年中の不良行為少年の月別の補導人員は、8月、11月、9月、10月、12月の順に多く、また4月、9月、12月が前年の同じ月に比べ大きく増加した。

第38表 不良行為少年の月別の補導人員の状況

年次	月別 総 数	月別											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和5年	1,861	129	95	166	141	139	108	140	202	188	185	195	173
令和4年	1,645	90	129	136	94	112	154	114	189	140	189	183	115
増 減 数	216	39	-34	30	47	27	-46	26	13	48	-4	12	58

第19図 不良行為少年の月別の補導人員の状況



第6 校内暴力事件

1 検挙・補導の状況

全国では令和5年中に校内暴力事件の検挙・補導件数が増加したが、三重県では11件で、前年に比べ3件（21.4%）減少した。

第39表 校内暴力事件の検挙・補導の状況（三重県）

区分	総 数			小学生による事件			中学生による事件			高校生による事件			
	検挙・補導件数	被害者数	検挙・補導人員	補導件数	被害者数	補導人員	検挙・補導件数	被害者数	検挙・補導人員	検挙・補導件数	被害者数	検挙・補導人員	
令和5年	11	11	12	4	4	5	4	4	4	3	3	3	
令和4年	14	14	14	2	2	3	11	11	10	1	1	1	
増減	数	-3	-3	-2	2	2	2	-7	-7	-6	2	2	2
	率(%)	-21.4	-21.4	-14.3	100.0	100.0	66.7	-63.6	-63.6	-60.0	200.0	200.0	200.0

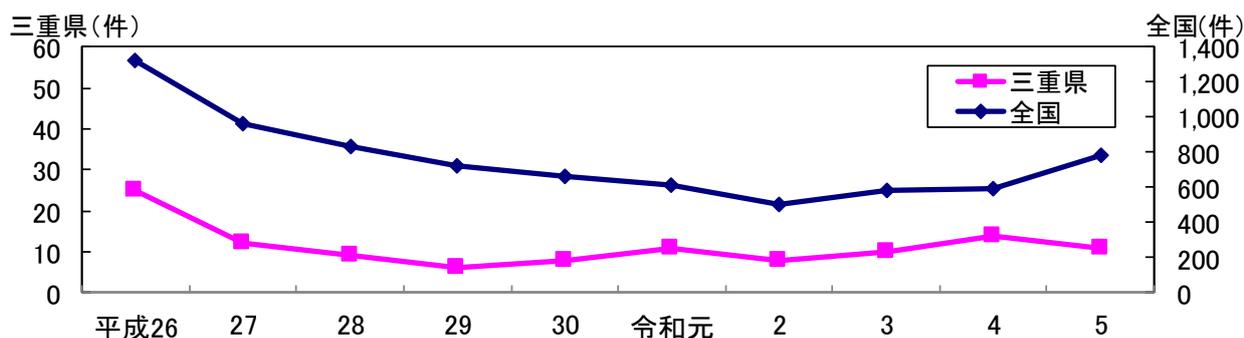
第40表 校内暴力事件の検挙・補導の状況（全国）

区分	総 数			小学生による事件			中学生による事件			高校生による事件			
	検挙・補導件数	被害者数	検挙・補導人員	補導件数	被害者数	補導人員	検挙・補導件数	被害者数	検挙・補導人員	検挙・補導件数	被害者数	検挙・補導人員	
令和5年	784	838	852	237	247	267	429	465	461	118	126	124	
令和4年	593	628	636	190	202	203	337	358	352	66	68	81	
増減	数	191	210	216	47	45	64	92	107	109	52	58	43
	率(%)	32.2	33.4	34.0	24.7	22.3	31.5	27.3	29.9	31.0	78.8	85.3	53.1

2 検挙・補導件数の推移

過去10年間の推移を見ると、全国では平成26年以降減少していたが、令和3年から増加に転じている。三重県では平成26年以降減少した後、平成30年以降は増減を繰り返している。

第20図 校内暴力事件の検挙・補導件数の10年間の推移



第41表 校内暴力事件の検挙・補導件数の状況（三重県）

区分	年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
総	数	25	12	9	6	8	11	8	10	14	11
	小学生	0	1	2	1	3	1	1	5	2	4
	中学生	22	10	2	4	1	10	5	4	11	4
	高校生	3	1	5	1	4	0	2	1	1	3
全	国	1,320	967	832	721	668	618	507	587	593	784

第7 いじめに起因する事件

1 いじめに起因する事件の検挙・補導の推移

過去10年間の推移は次表のとおりである。

令和5年中の検挙・補導件数は2件で、検挙・補導人員は3人であった。

第42表 いじめに起因する事件の検挙・補導の推移

年次 区分	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
検挙・補導件数	2	0	2	1	0	0	0	1	1	2
傷 害	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1
暴 行	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
暴力行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恐 喝	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
検挙・補導人員	6	0	3	1	0	0	0	3	1	3

2 学職別の状況

過去10年間の推移は次表のとおりである。

令和5年中の検挙・補導人員は3人で、すべて小学生であった。

第43表 いじめに起因する事件の学職別の検挙・補導人員

年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
総 数	6	0	3	1	0	0	0	3	1	3
小 学 生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
中 学 生	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
高 校 生	6	0	1	1	0	0	0	3	1	0

第8 行方不明少年

1 行方不明少年の推移

過去10年間の推移を見ると、令和3年以降増加しており、令和5年中の行方不明少年は182人で、前年に比べ25人増加した。

第44表 行方不明少年の推移

区分	年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
総数		271	277	198	239	208	161	120	154	157	182
指数		100	102	73	88	77	59	44	57	58	67

2 年代別の状況

令和5年中の行方不明少年の年代別の状況は、13歳から15歳が68人（37.4%）で最も多く、次いで16歳から18歳が67人（36.8%）で、これらで全体の7割以上を占めた。

第45表 行方不明少年の年代別の状況

年次	年代別	総数	12歳以下	13歳～15歳	16歳～18歳	19歳
令和5年		182	31	68	67	16
	構成比(%)	—	17.0	37.4	36.8	8.8
令和4年		157	31	48	57	21
	構成比(%)	—	19.7	30.6	36.3	13.4
増減	数	25	0	20	10	-5
	率(%)	15.9	0.0	41.7	17.5	-23.8

3 原因・動機別の状況

令和5年中の行方不明少年の原因・動機別の状況は、家庭関係が78人（42.9%）で最も多く、全体の4割以上を占めた。

第46表 行方不明少年の原因・動機別の状況

年次	原因・動機別	総数	家庭関係	異性関係	学業関係	事業職業関係	疾病関係	犯罪事故等 発覚のおそれ	その他	不明
令和5年		182	78	4	9	6	0	0	44	41
	構成比(%)	—	42.9	2.2	4.9	3.3	0.0	0.0	24.2	22.5
令和4年		157	61	7	13	7	5	0	26	38
	構成比(%)	—	38.9	4.5	8.3	4.5	3.2	0.0	16.6	24.2
増減	数	25	17	-3	-4	-1	-5	0	18	3
	率(%)	15.9	27.9	-42.9	-30.8	-14.3	-100.0	-	69.2	7.9

4 月別の受理の状況・発見保護の状況

(1) 月別の受理の状況

令和5年中の行方不明少年の月別の受理の状況は、5月が27人（14.8%）で最も多く、次いで8月、11月の20人（11.0%）であった。

第47表 行方不明少年の月別の受理の状況

年次	月別 総数	月別												
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
令和5年	182	7	11	14	13	27	11	16	20	14	18	20	11	
	構成比(%)	—	3.8	6.0	7.7	7.1	14.8	6.0	8.8	11.0	7.7	9.9	11.0	6.0
令和4年	157	13	13	16	9	10	19	16	14	14	10	9	14	
	構成比(%)	—	8.3	8.3	10.2	5.7	6.4	12.1	10.2	8.9	8.9	6.4	5.7	8.9

(2) 月別の発見保護の状況

令和5年中の行方不明少年の月別の発見保護の状況は、8月、10月が19人（11.3%）で最も多く、次いで5月、11月の18人（10.7%）であった。

第48表 行方不明少年の月別の発見保護の状況

年次	月別 総数	月別												
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
令和5年	168	7	8	14	12	18	14	16	19	12	19	18	11	
	構成比(%)	—	4.2	4.8	8.3	7.1	10.7	8.3	9.5	11.3	7.1	11.3	10.7	6.5
令和4年	150	11	13	14	9	9	16	16	10	17	10	11	14	
	構成比(%)	—	7.3	8.7	9.3	6.0	6.0	10.7	10.7	6.7	11.3	6.7	7.3	9.3

第9 少年の自殺

1 自殺した少年の推移

過去10年間の推移は次表のとおりである。

第49表 自殺した少年の推移

年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
総数	8	10	12	8	11	11	11	10	12	9

2 学職別の状況

令和5年中の自殺した少年の学職別の状況は、高校生が5人で最も多く、全体の5割以上を占めた。

第50表 自殺した少年の学職別の状況

学職別 年次	総数	児童生徒学生					有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	大学生	その他学生		
令和5年	9	7	0	1	5	0	1	1
令和4年	12	9	1	1	7	0	0	3
増減数	-3	-2	-1	0	-2	0	1	-2

3 動機別の状況

令和5年中の自殺した少年の自殺の動機は、健康問題が3件で最も多く、次いで家庭問題と学校問題が2件であった。

第51表 自殺した少年の動機別の状況

動機別 年次	家庭問題	健康問題	経済生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
令和5年	2	3	1	0	0	2	1	0
令和4年	3	1	0	2	1	3	1	1
増減数	-1	2	1	-2	-1	-1	0	-1

第10 少年相談

1 受理件数の推移

令和5年中の少年相談総受理件数は529件で、前年に比べ59件（10.0%）減少した。

第52表 少年相談受理件数の推移

相談者別 \ 年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
少年相談総数	404	381	476	578	556	542	488	499	588	529
少年	53	33	40	84	93	116	116	150	160	114
保護者等	351	348	436	494	463	426	372	349	428	415

※「保護者等」には、保護者、家族、学校関係者、関係機関職員、近隣住民、警察ボランティアが含まれる。

2 相談者別の状況

相談者別の状況は、少年自身からの相談が114件（21.6%）、保護者等からの相談は415件（78.4%）であった。

令和5年中の少年自身からの相談は、高校生が54件（47.4%）で最も多く、次いで中学生が28件（24.6%）であった。

第53表 相談者別の状況

相談者別 \ 区別	相談件数	
		うち女性
総数	529	273
少年自身	114	57
未就学児	0	0
小学生	2	1
中学生	28	16
高校生	54	27
大学生	12	3
その他の学生	4	4
有職少年	8	5
無職少年	4	1
不詳	2	0
保護者等	415	216

3 相談内容別の受理の状況

令和5年中の相談内容別の受理の状況は、学校問題に関するものが105件（19.8%）で最も多く、次いで交友関係に関するものが95件（18.0%）、犯罪被害に関するものが87件（16.4%）であった。

少年自身からの相談では、犯罪被害の相談が約5割を占め、保護者等からの相談では、学校問題と交友関係の相談が4割以上を占めた。

第54表 相談内容別の受理の状況

内容別	相談者別		
	相 談 者	少 年 自 身	保 護 者 等
総 数	529	114	415
非 行 問 題	23	0	23
薬 物 乱 用	1	0	1
性 の 逸 脱 行 為	2	0	2
そ の 他	20	0	20
学 校 問 題	105	6	99
校 内 暴 力	14	0	14
不 登 校	2	0	2
い じ め	34	4	30
そ の 他	55	2	53
家 庭 問 題	14	0	14
家 庭 内 暴 力	8	0	8
児 童 虐 待	5	0	5
そ の 他	1	0	1
交 友 関 係	95	25	70
異 性 交 遊	17	4	13
友 人 関 係	20	6	14
そ の 他	58	15	43
健 康 問 題	8	1	7
犯 罪 被 害	87	54	33
家 出 に 関 す る も の	0	0	0
自 殺 に 関 す る も の	10	1	9
そ の 他	187	27	160

4 いじめ相談の受理件数の推移

過去10年間の推移は次表のとおりである。

令和5年中のいじめ相談の受理件数は34件で、前年に比べ12件減少した。

第55表 いじめ相談の受理件数の推移

年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
受理件数	24	18	29	41	49	50	24	21	46	34

5 「少年相談110番」による相談受理の状況

「少年相談110番」とは、警察本部少年課にフリーダイヤルで設置している、少年相談の専用電話である。

令和5年中の「少年相談110番」における相談受理件数は26件で、前年より4件減少した。そのうち、いじめ相談は5件で、前年に比べ3件増加し、全体の19.2%を占めた。

第56表 「少年相談110番」による相談受理の状況

区分	年次	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
相談受理件数		27	14	13	8	8	18	14	28	30	26
	いじめ相談	5	2	3	1	3	4	1	5	2	5
	いじめ相談の率(%)	18.5	14.3	23.1	12.5	37.5	22.2	7.1	17.9	6.7	19.2

第57表 相談内容別の受理の状況

受理内容	受理件数
総数	26
学校問題	8
うちいじめ	5
言葉での脅かし	0
からかい	1
持ち物隠し	0
仲間はずれ	1
暴力	3
たかり	0
その他	0
犯罪被害	1
交友関係	4
健康問題	1
家庭問題	1
うち児童虐待	0
非行問題	1
その他	10

第58表 相談者別の状況

相談者別	人員
総数	26
小学生	0
中学生	0
高校生	1
大学生	1
その他の学生	0
有職少年	0
無職少年	0
不詳	0
その他(成人)	24

第11 少年の福祉を害する犯罪

1 検挙の状況

令和5年中に少年の健全な育成を阻害する「福祉犯罪」により検挙した人員は51人で、前年に比べ10人（24.4%）増加した。法令別では、青少年健全育成条例違反が25人（49.0%）で最も多く、次いで児童買春・児童ポルノ禁止法違反が19人（37.3%）であった。

第59表 福祉犯検挙人員の法令別の状況

法令別	年次	令和5年		令和4年		増減	
		人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	率(%)
総数		51	—	41	—	10	24.4
児童福祉法		0	0.0	0	0.0	0	—
児童買春・児童ポルノ禁止法		19	37.3	26	63.4	-7	-26.9
職業安定法		0	0.0	0	0.0	0	—
労働基準法		0	0.0	0	0.0	0	—
労働者派遣事業法		0	0.0	0	0.0	0	—
風営適正化法		3	5.9	1	2.4	2	200.0
売春防止法		0	0.0	0	0.0	0	—
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律		2	3.9	1	2.4	1	100.0
二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律		1	2.0	0	0.0	1	—
覚醒剤取締法		0	0.0	0	0.0	0	—
大麻取締法		0	0.0	0	0.0	0	—
麻薬及び向精神薬取締法		0	0.0	0	0.0	0	—
毒物及び劇物取締法		0	0.0	0	0.0	0	—
青少年健全育成条例		25	49.0	13	31.7	12	92.3
出入国管理及び難民認定法		0	0.0	0	0.0	0	—
出会い系サイト規制法		0	0.0	0	0.0	0	—
その他		1	2.0	0	0.0	1	—

2 被害少年の状況

(1) 学職別の状況

令和5年中に「福祉犯罪」の被害に遭った少年は50人で、前年に比べ9人（22.0%）増加した。

学職別では、高校生が22人（44.0%）で最も多く、次いで中学生が17人（34.0%）、小学生が5人（10.0%）であった。

第60表 被害少年の学職別の状況

年次	学職別	総数	児童生徒学生					有職少年	無職少年
			児童生徒学生	小学生	中学生	高校生	その他		
令和5年		50	46	5	17	22	2	3	1
	構成比(%)	—	92.0	10.0	34.0	44.0	4.0	6.0	2.0
令和4年		41	38	1	18	18	1	3	0
	構成比(%)	—	92.7	2.4	43.9	43.9	2.4	7.3	0.0
増減	人員	9	8	4	-1	4	1	0	1
	率(%)	22.0	21.1	400.0	-5.6	22.2	100.0	0.0	—

(2) 法令別の状況

令和5年中の福祉犯被害少年のうち、青少年健全育成条例による被害少年が25人（50.0%）で最も多く、次いで児童買春・児童ポルノ禁止法による被害少年が18人（36.0%）であった。

第61表 被害少年の法令別の状況

法令別	年次	令和5年		令和4年		増減	
		人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	率(%)
総数		50	—	41	—	9	22.0
児童福祉法		0	0.0	0	0.0	0	—
児童買春・児童ポルノ禁止法		18	36.0	25	61.0	-7	-28.0
職業安定法		0	0.0	0	0.0	0	—
労働基準法		0	0.0	0	0.0	0	—
労働者派遣事業法		0	0.0	0	0.0	0	—
風営適正化法		2	4.0	2	4.9	0	0.0
売春防止法		0	0.0	0	0.0	0	—
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律		2	4.0	1	2.4	1	100.0
二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律		0	0.0	0	0.0	0	—
覚醒剤取締法		0	0.0	0	0.0	0	—
大麻取締法		0	0.0	0	0.0	0	—
麻薬及び向精神薬取締法		0	0.0	0	0.0	0	—
毒物及び劇物取締法（知情授与）		0	0.0	0	0.0	0	—
青少年健全育成条例		25	50.0	13	31.7	12	92.3
出入国管理及び難民認定法		0	0.0	0	0.0	0	—
出会い系サイト規制法		0	0.0	0	0.0	0	—
その他		3	6.0	0	0.0	3	—

第12 SNSに起因する児童の被害の状況

令和5年中のSNSに起因する被害児童数は23人で、前年に比べ1人（4.5%）増加した。

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法が8人（34.8%）、青少年健全育成条例が10人（43.5%）、刑法（不同意性交等・不同意わいせつ等）が5人（21.7%）であった。

第62表 SNSに起因する法令別の被害児童数

法令別	年次	令和元	2	3	4	5
		総数	14	12	11	22
児童福祉法		0	1	0	0	0
児童買春・児童ポルノ禁止法		4	5	5	14	8
青少年健全育成条例		10	5	5	6	10
刑法 （不同意性交等、不同意わいせつ等）		0	1	1	2	5

※不同意性交等、不同意わいせつ等には、刑法等の一部改正（令和5年7月13日施行）前の強制性交等、強制わいせつを含む。

第13 児童虐待

令和5年中の警察が児童虐待を受けたと思われる児童として児童相談所に通告した児童は646人で、前年に比べ123人（16.0%）減少した。警察が検挙した児童虐待事件は51件で、前年に比べ25件（96.2%）増加した。

第63表 児童虐待の態様別の通告の状況

態様別	年次	令和元	2	3	4	5	構成比(%)	増減	
								人員	率(%)
通告人員(人)		570	721	724	769	646	—	-123	-16.0
身体的虐待		145	158	168	187	212	32.8	25	13.4
性的虐待		3	2	4	4	2	0.3	-2	-50.0
怠慢・拒否		56	62	44	46	68	10.5	22	47.8
心理的虐待		366	499	508	532	364	56.3	-168	-31.6

第64表 検挙の状況

態様別	年次	令和元	2	3	4	5
検挙件数(件)		15	20	29	26	51
身体的虐待		9	16	22	23	47
性的虐待		6	4	6	3	3
怠慢・拒否		0	0	0	0	1
心理的虐待		0	0	1	0	0

三重の少年非行

編集発行 三重県警察本部生活安全部少年課
津市栄町1丁目100番地
☎059-222-0110 内線 3083
<http://www.police.pref.mie.jp>



ミーポくん
三重県警察シンボルマスコット

●子どもを非行から守るために●
少年サポートセンター

北勢少年サポートセンター
(四日市南警察署内)
TEL059-354-7867(直通)

中勢少年サポートセンター
(警察本部少年課内)
TEL059-227-7867(直通)

伊賀少年サポートセンター
(名張警察署内)
TEL0595-64-7837(直通)

少年サポートセンター
(警察本部少年課内)
TEL059-222-0110(代表)

少年相談110番
(フリーダイヤル) 0120-41-7867
月～金 9:00～17:00
土日休日、年末年始を除く

南勢少年サポートセンター
(伊勢警察署内)
TEL0596-24-7867(直通)